

第4期白石市障害者計画
第7期白石市障害福祉計画
第3期白石市障害児福祉計画

令和6年3月
白石市

あいさつ

白石市では、平成30年3月に「第3期白石市障害者計画」を、また、令和3年3月に「第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画」を策定し、「障がいのある人の“自分らしく生きる”を支援する」を基本理念とした、包括的な地域づくりを目指した施策や事業に取り組んでまいりました。



近年、少子高齢化や家族形態の変化に伴う福祉ニーズの多様化や、地域のコミュニティ力の低下等がみられます。また、新型コロナウイルス感染症が5類移行したとはいえ、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化して、障がいのある人やその家族の生活に影響を及ぼしています。

国の政策を見ると、令和5年度に第5次障害者基本法が定められ、家族に対する相談支援や虐待の早期発見や防止に向けた取組、災害発生時における障がい特性に配慮した支援等について進めることとされています。

このように障害福祉を取り巻く環境は、社会状況や制度が著しく変化をしており、また現在、本市においても障害福祉サービスをご利用になる方は年々増えています。

このような状況を踏まえ、引き続き、障がいのある方の福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この度、令和6年度を始期とする「第4期白石市障害者計画・第7期白石市障害福祉計画・第3期白石市障害児福祉計画」を策定いたしました。

障がいのある方がお持ちの課題を解決する仕組みを整備し、地域で安心して暮らせるよう、そして、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う地域のインクルーシブな共生社会の実現を目指します。障がい者の自立と社会参加への支援を推進してまいります。引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体及び事業者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

白石市長 山田 裕一

目次

第1章	計画の目的と性格	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第2章	障がいのある人等の状況	5
第1節	統計データ等の状況	5
第2節	第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画の 実施状況	15
第3節	障がい者アンケート調査結果の概要	17
第4節	関係団体アンケート調査結果の概要	25
第5節	第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画、 アンケート調査結果の総括	28
第3章	計画の基本的な考え方	29
第1節	計画の基本理念	29
第2節	計画の基本方針	30
第3節	施策の体系	32
第4章	第4期白石市障害者計画	34
第1節	自立生活の支援と共生社会の推進	34
第2節	保健・医療の推進	36
第3節	教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興	38
第4節	雇用・就業・経済的自立の支援	40
第5節	安全・安心な生活環境の整備	42
第5章	第7期白石市障害福祉計画及び第3期白石市障害児福祉計画	45
第1節	第7期白石市障害福祉計画	45
第2節	第3期白石市障害児福祉計画	55
第6章	計画の推進	59
第1節	計画の推進体制	59
第2節	計画の進行管理と評価	60
資料編		61

第1章 計画の目的と性格

第1節 計画策定の趣旨

白石市では、平成30年3月に「第3期白石市障害者計画」を策定し、令和3年3月に「第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画」を策定して、ノーマライゼーション理念の実現に努めるとともに、「障がいのある人の“自分らしく生きる”を支援する」インクルーシブな社会づくりを目指し、さまざまな施策・事業を総合的に推進してきました。

また、障害者総合支援法に基づき、3年ごとにサービスの目標量を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画では、必要なサービス量を充実するためのサービス提供体制の確保に取り組んできました。

国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、この10数年の間に法令の改正や社会環境の整備が進められています。そして、令和5年3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することが期待されています。

これらの国の動向に基づくとともに、「第3期白石市障害者計画」の理念を引き継ぎ、変化する社会の状況を踏まえた上で、本市における障害者施策の基本指針として、障害福祉に関する施策を推進し、障害福祉サービスをいっそう充実したものとするため、本市は「第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

※本計画での「障害」の表記については、対象が「障がいのある人」や「障がいのある児童」など人を示すときには「害」をひらがなで表記し、それ以外の障害の状態や法律用語等を示すときは、漢字で表記しています。

第2節 計画の位置づけ

1 法的な位置づけ

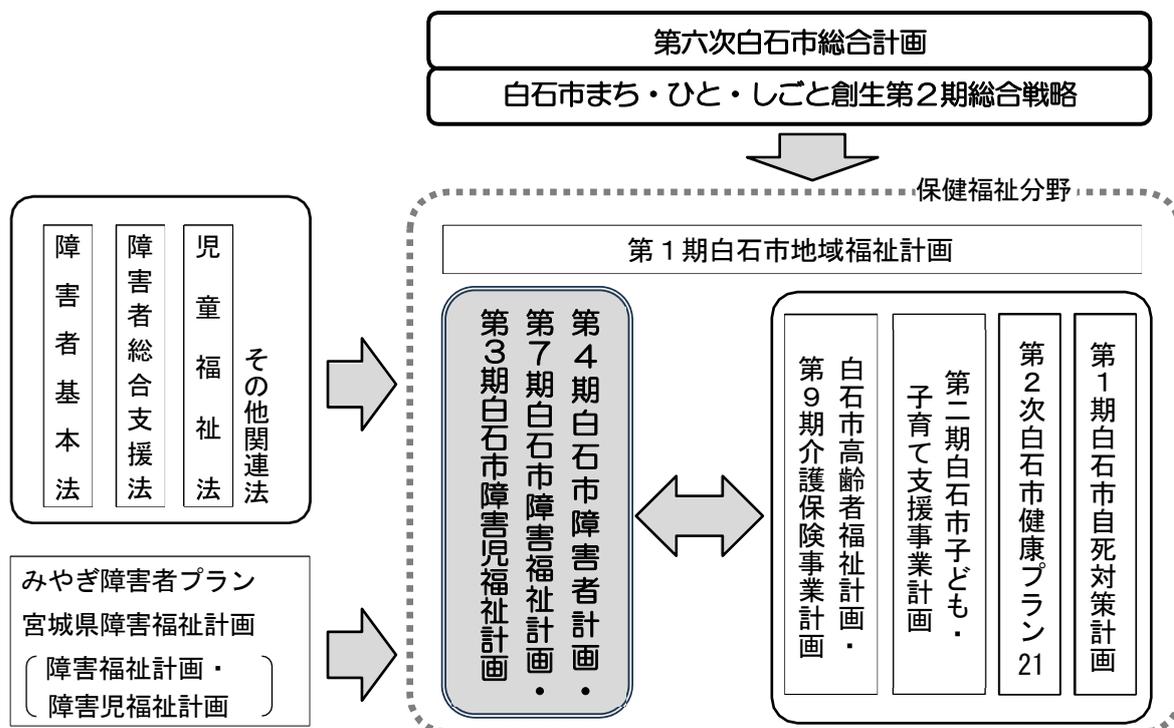
第4期白石市障害者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく障がいのある人のための施策に関する、基本的な事項を定める計画です。

また、第7期白石市障害福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、第3期白石市障害児福祉計画は、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく障がいのある児童を対象とした福祉サービス等の確保に関する実施計画として策定しました。

計画の分類	法的位置づけ	計画の役割
第4期白石市 障害者計画	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」	障がい者のための施策の基本的な目標、施策等を定めるもの。
第7期白石市 障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その提供体制の確保等を定めるもの。
第3期白石市 障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

2 各種計画との関連性

本計画は、白石市政の最上位計画である「第六次白石市総合計画」の実現及び「白石市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」の推進に向けた保健福祉分野の個別計画に位置づけられます。あわせて、上位計画である「白石市地域福祉計画」や他の保健福祉分野と整合を図りながら策定しました。



3 計画の対象

本計画は、障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほかの心身の機能の障害があり、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人や児童を対象とします。

また、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障がいの状態にある人」を支援します。

なお、本計画で対象とする「障がいのある児童」に関しては、基本的に児童福祉法による児童（18歳未満）を示しますが、学校教育に係る分野では、特に学校教育法による学齢児童（6歳～12歳）を示しています。そのほか「幼児」（1歳から小学校就学の始期）、「生徒」（小学校卒業から中学校卒業まで）の用語も使用しています。

4 計画の期間

第4期白石市障害者計画、第7期白石市障害福祉計画及び第3期白石市障害児福祉計画の計画期間は以下のとおりとします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

障害福祉計画と障害児福祉計画は、令和8年度に見直しを行います。また、障害者計画は、令和11年度に障害福祉計画と障害児福祉計画とあわせて一体的に見直すものとします。

	～令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画	第3期	第4期					
障害福祉計画	第6期	第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期	第3期			第4期		

第2章 障がいのある人等の状況

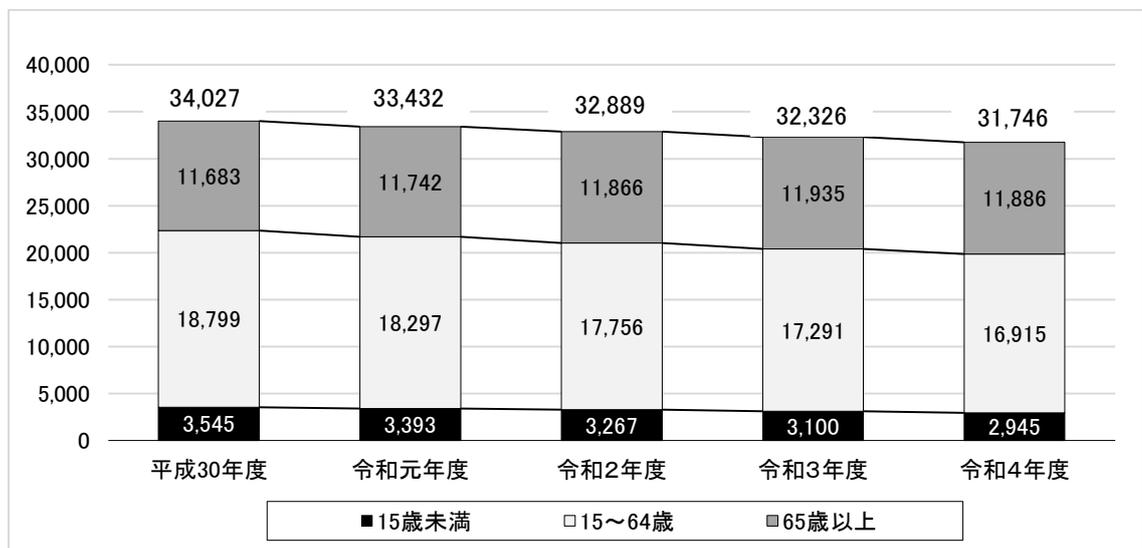
第1節 統計データ等の状況

1 市人口、世帯

(1) 総人口の推移

総人口は減少傾向が続いており、平成30年度の34,027人から令和4年度には31,746人となっています。

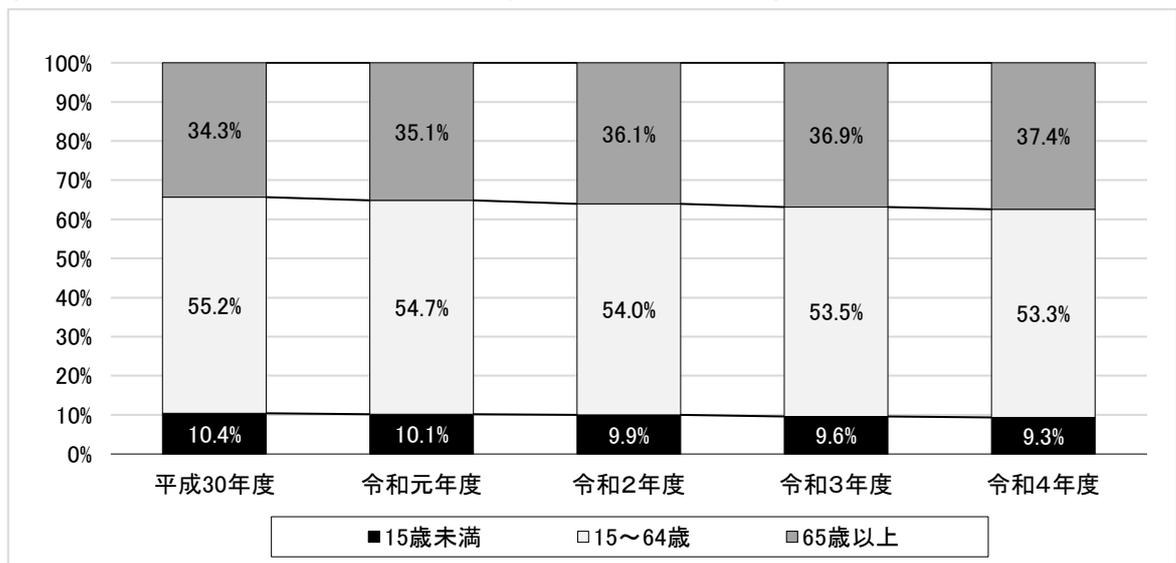
これを年齢層別で見ると、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向が続いています。65歳以上（高齢者人口）は、おおむね増加傾向が続いていましたが、令和4年度は減少に転じました。



出典：住民基本台帳（各年度3月末）

(2) 年齢構成の推移

年齢構成の割合は、65歳以上の割合が年々上昇し、令和4年度には37.4%となっています。15歳未満と15～64歳は、いずれも微減傾向にあります。



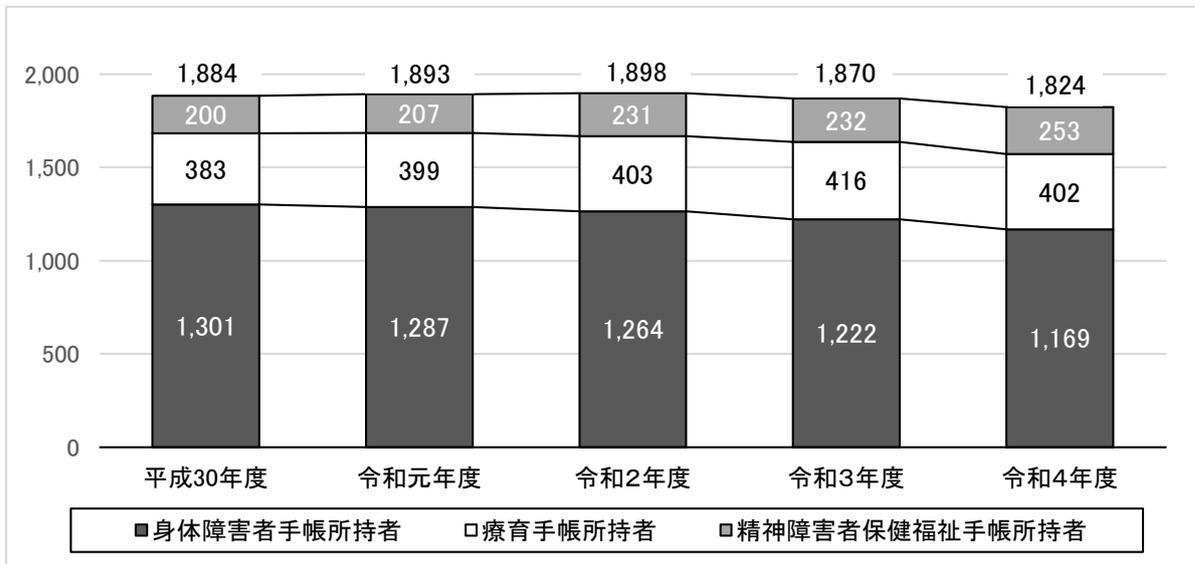
出典：住民基本台帳（各年度3月末）

※小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100.0%にならない場合があります。

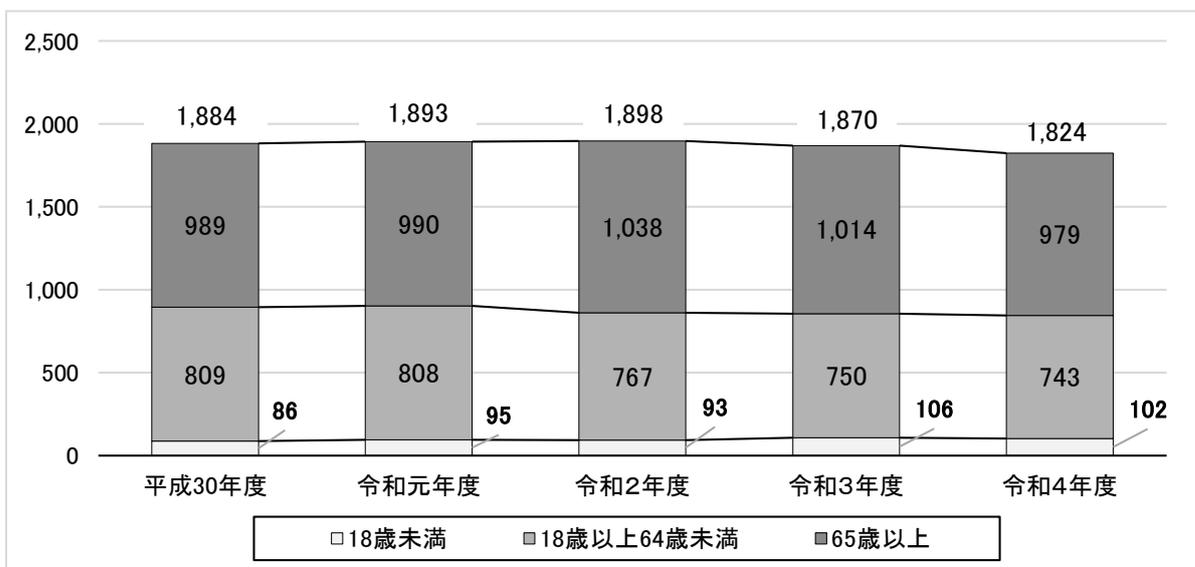
2 障がい者・児

(1) 障がい者・児数の推移

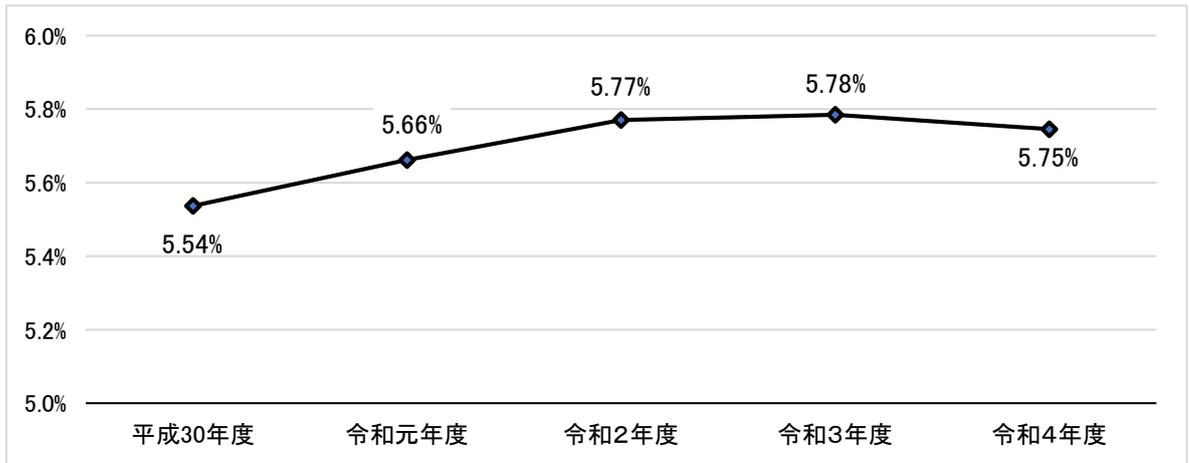
障がい者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、平成30年度より令和2年度まではわずかに増加しましたが、その後減少に転じ、令和4年度は1,824人となっています。身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向にあります。



障がい者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）における年齢層別の推移では、18歳以上の障がい者は令和2年度までは微増傾向にあり、その後減少に転じました。障がい児数（18歳未満）は、微増傾向にあります。



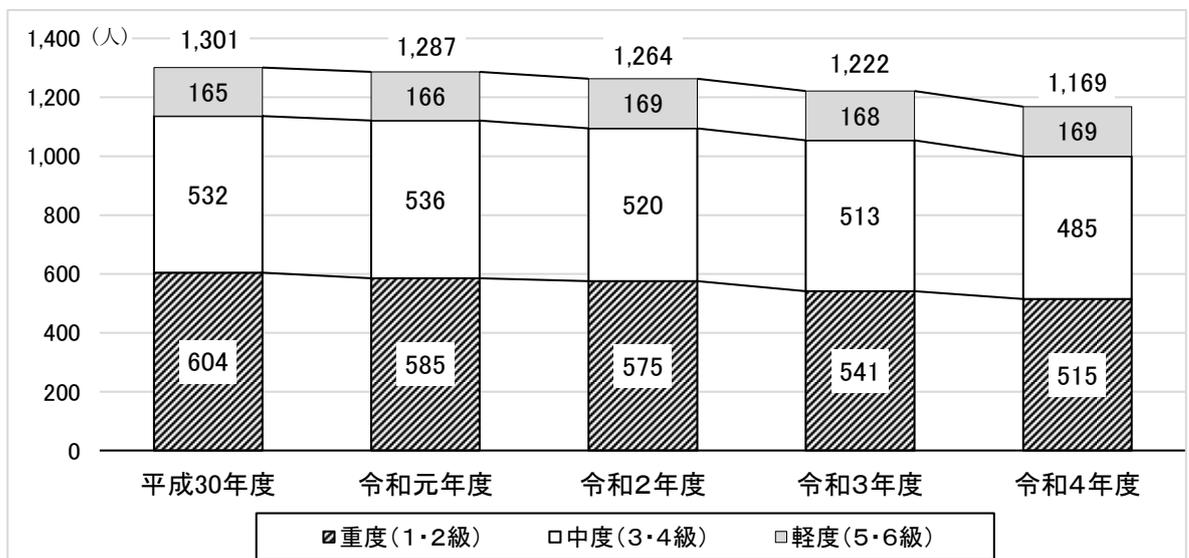
障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の総人口に占める割合は、令和3年度までは総人口の減少傾向等の理由により年々上昇しました。しかし令和4年度はわずかに減少に転じ、5.75%となっています。



出典：宮城県（各年度3月末現在）

（2）身体障害者手帳所持者数の推移

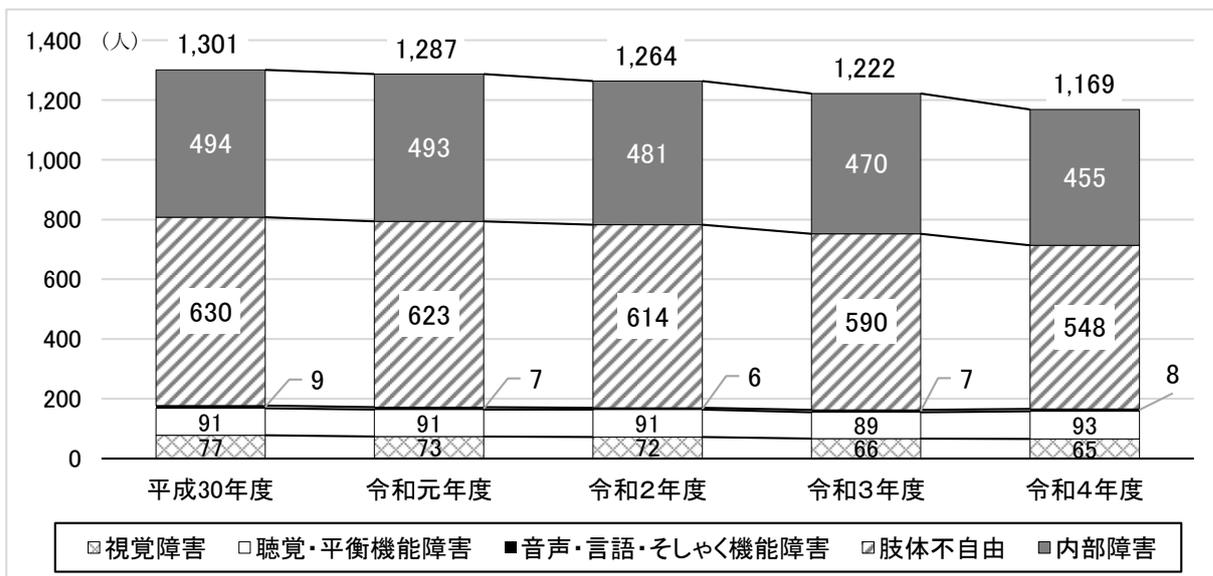
身体障害者手帳の所持者数を等級別にみると、「重度（1・2級）」が減少傾向にありながら、引き続き半数近くを占めています。また、「中度（3・4級）」も減少傾向にあり約4割、「軽度（5・6級）」がほぼ均衡状態で1割を超える割合となっています。



障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多くなっていますが減少傾向にあり、令和4年度は548人となっています。

次いで「内部障害」が多くなっています。推移としては、少しずつ減少する傾向にあり、令和4年度は455人となっています。

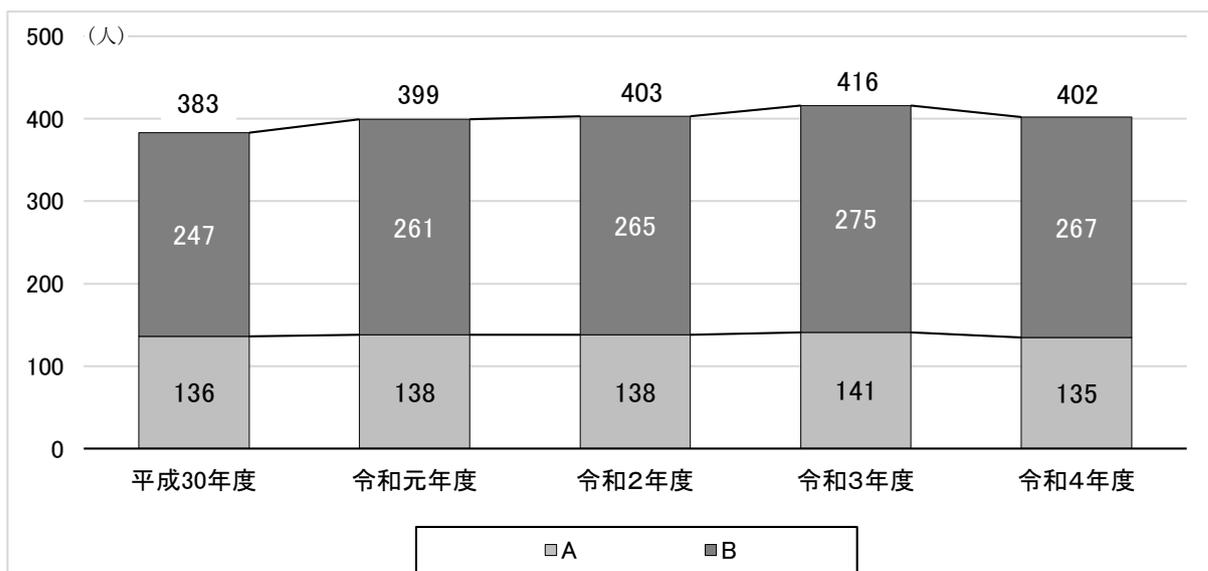
なお、「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「音声・言語・そしゃく機能障害」についても、ほぼ均衡状態か減少傾向にあります。



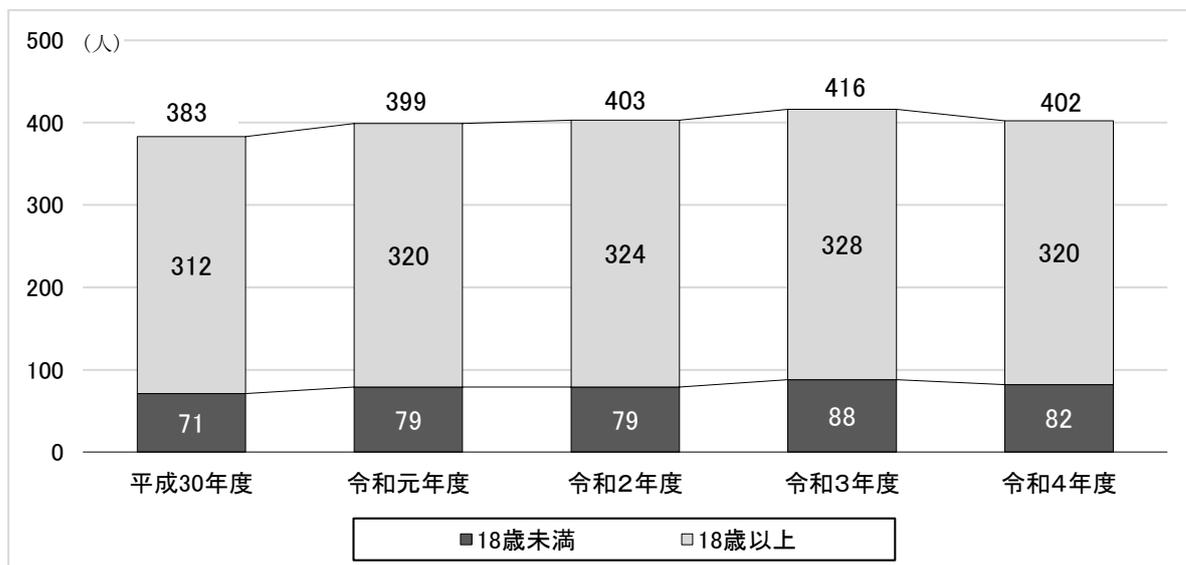
出典：宮城県（各年度3月末現在）

（3）療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数を等級別にみると、「療育手帳A（重度）」の所持者はほぼ均衡状態にあり、平成30年度以降140人前後で推移しています。また、「療育手帳B（その他）」の所持者は増加傾向にあり、令和4年度には267人となっています。



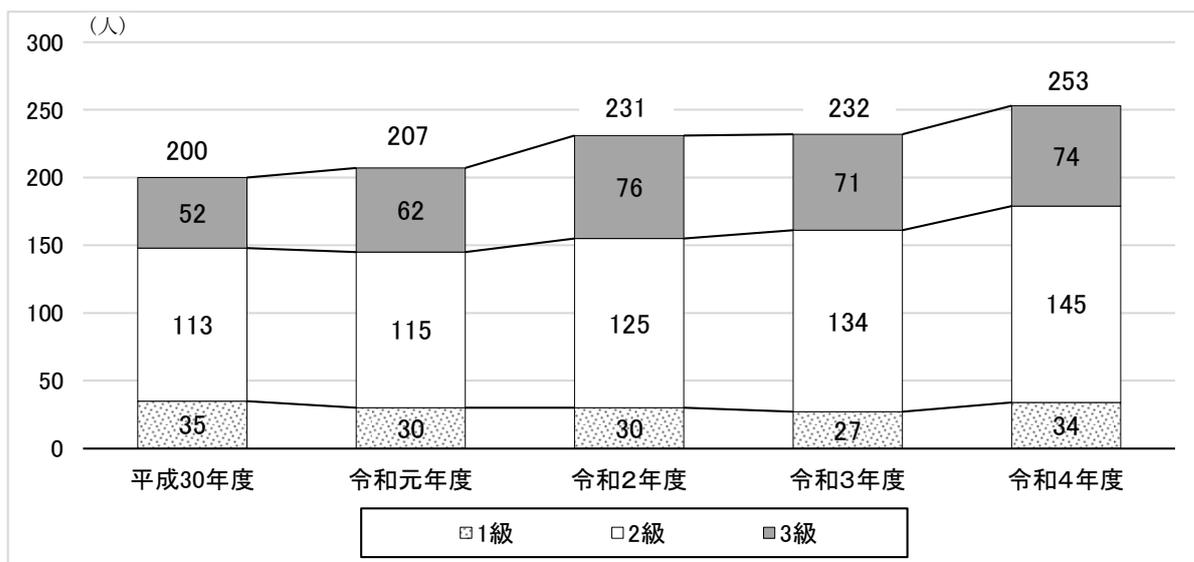
年齢層で2つに区分すると、「18歳未満（障がい児）」は年々増加傾向にあり、令和4年度には82人となっています。「18歳以上（障がい者）」では、令和3年度までは微増傾向にありましたが、令和4年度には減少に転じ、320人となっています。



出典：宮城県（各年度3月末現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

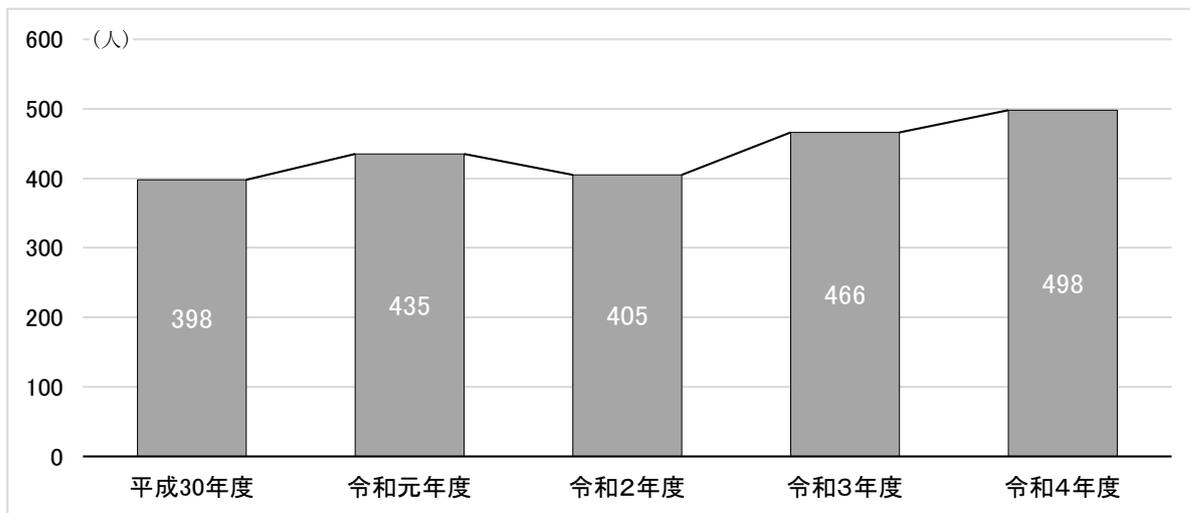
精神障害者保健福祉手帳の所持者数を等級別にみると、「1級」は平成30年度の35人から徐々に減少していましたが、令和4年度には増加に転じ34人となっています。「2級」は平成30年度の113人から大きく増加しており、令和4年度に145人となっています。なお、「2級」は各年度とも半数以上を占めています。さらに、「3級」はおおむね増加傾向にあり、令和4年度には74人となっています。



出典：宮城県（各年度3月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

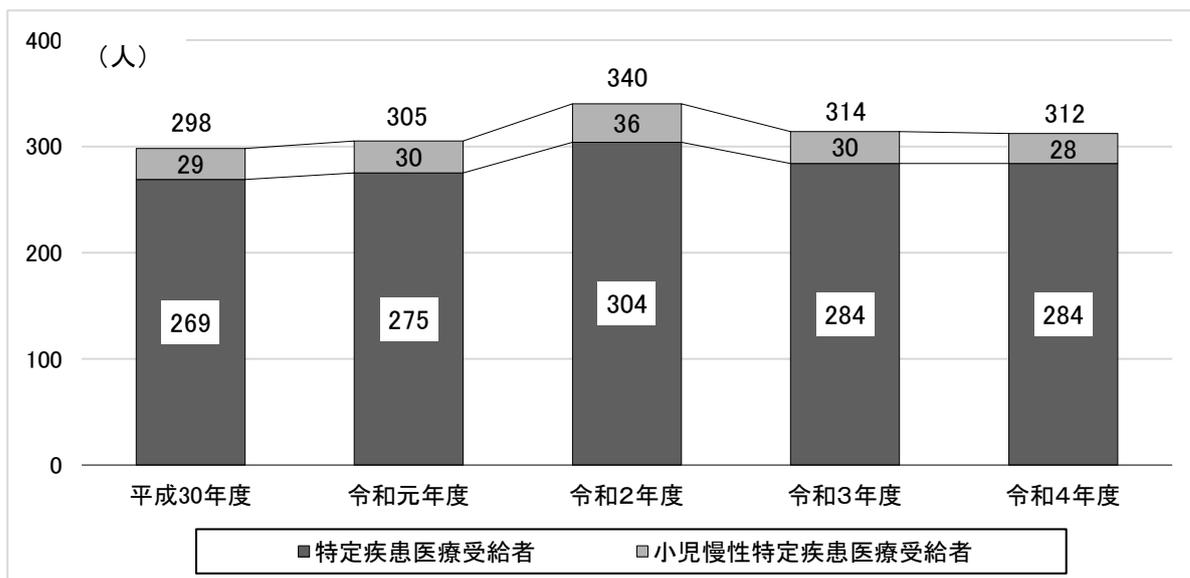
自立支援医療（精神通院医療）の認定者数は増減を繰り返しており、令和4年度には498人となっています。



出典：宮城県（各年度3月末現在）

(6) 難病患者数の推移

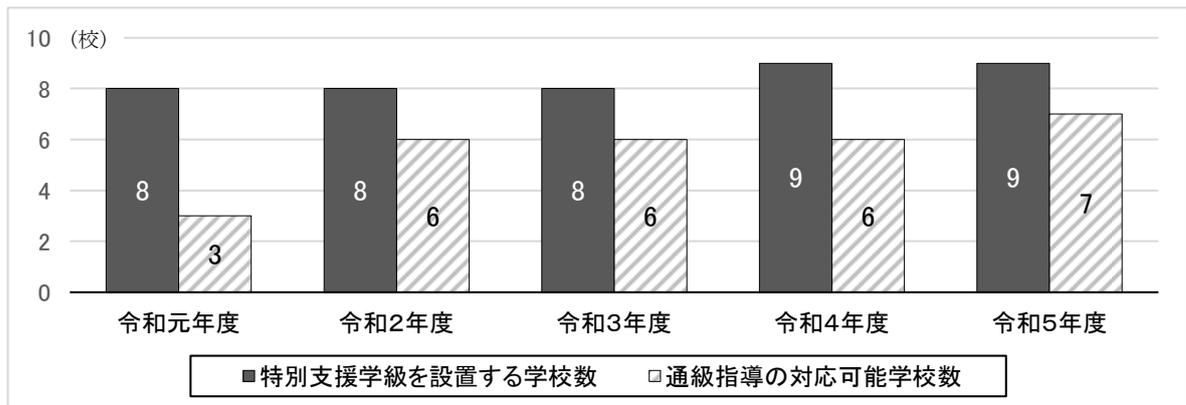
特定疾患医療受給者数と小児慢性特定疾患医療受給者数の2つを合わせた難病患者数は、増減を繰り返しており、令和4年度には難病患者数は312人となっています。



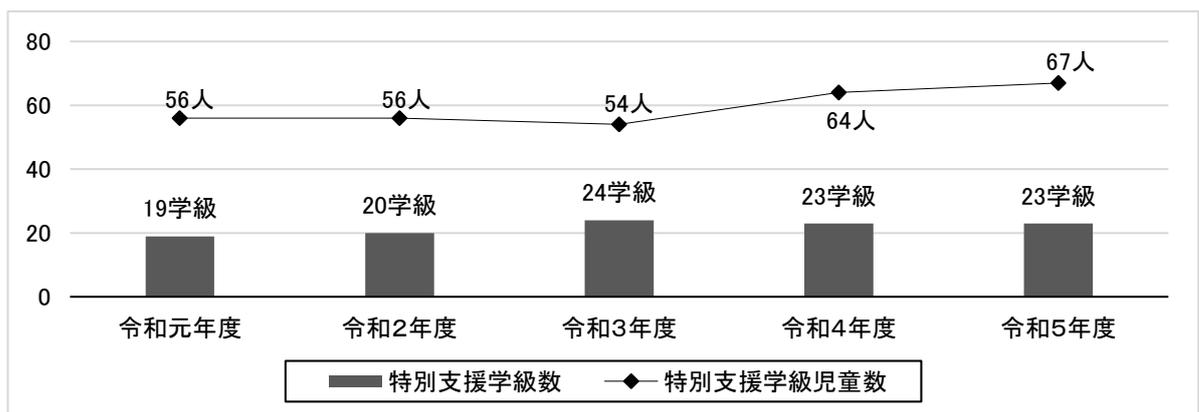
出典：宮城県仙南保健所疾病対策班（各年度3月末現在）

3 特別支援学級の状況

(1) 小学校

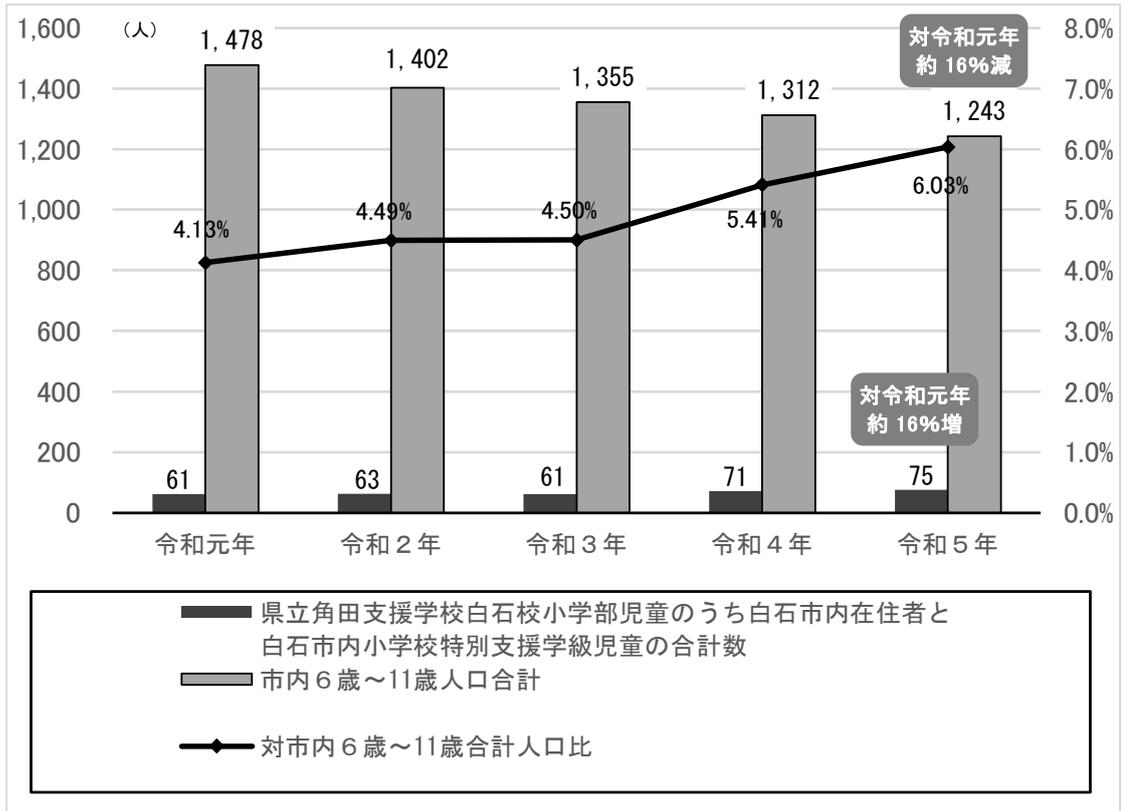


小学校は市内に 10 校あります。特別支援学級を設置する小学校の数は、令和 3 年度までは 8 校でしたが、令和 4 年度に 9 校となりました。また、通級指導の対応可能な小学校は令和元年度までは 3 校でしたが、令和 2 年度に 6 校に、令和 5 年度に 7 校に増加しています。



出典：白石市教育委員会（各年度 5 月 1 日現在）

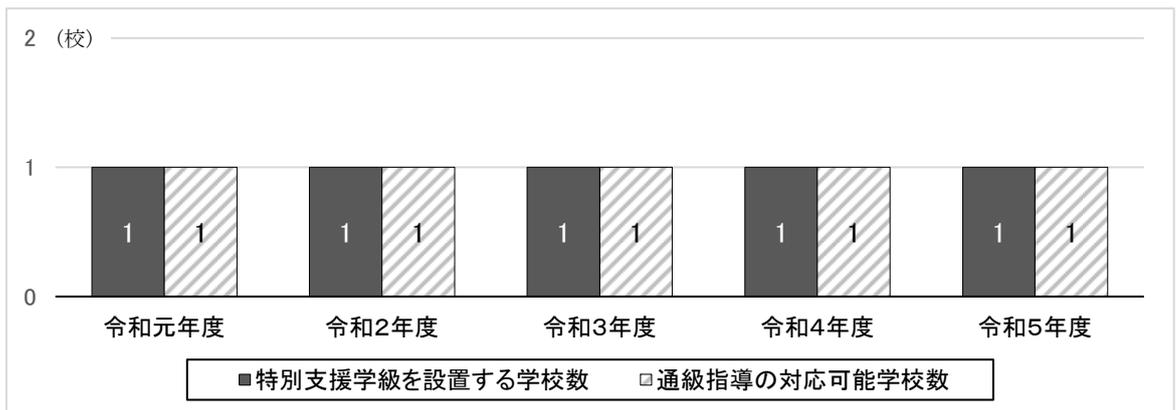
小学校の特別支援学級数は増加しており、令和 5 年度には 23 学級となっています。また、小学生の特別支援学級児童数は増加傾向にあり、令和 5 年度には 67 人となっています。



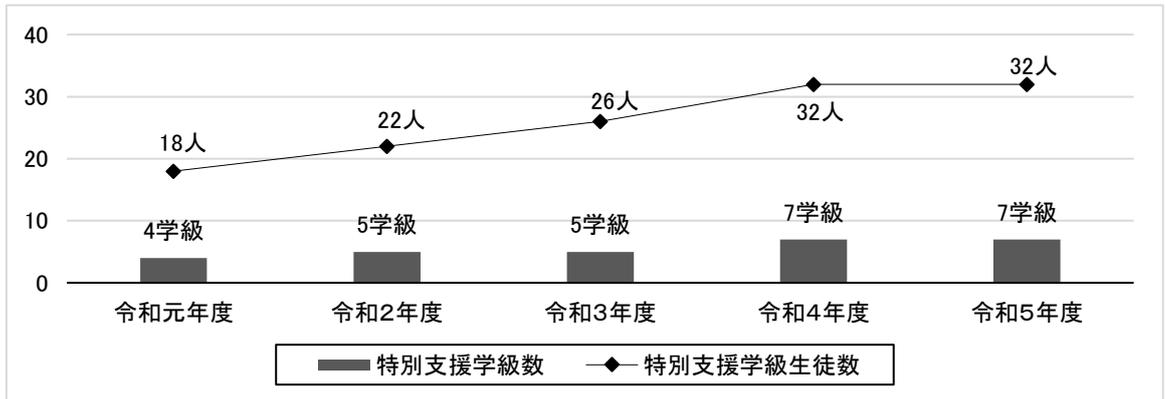
出典：白石市教育委員会及び県立角田支援学校

角田支援学校小学部在籍者のうちの白石市内在住者と市内小学校特別支援学級の合計児童数が市内6～11歳人口合計に占める割合は、令和元年は4.13%でしたが、年々増加して、令和5年には6.03%となっています。

(2) 中学校

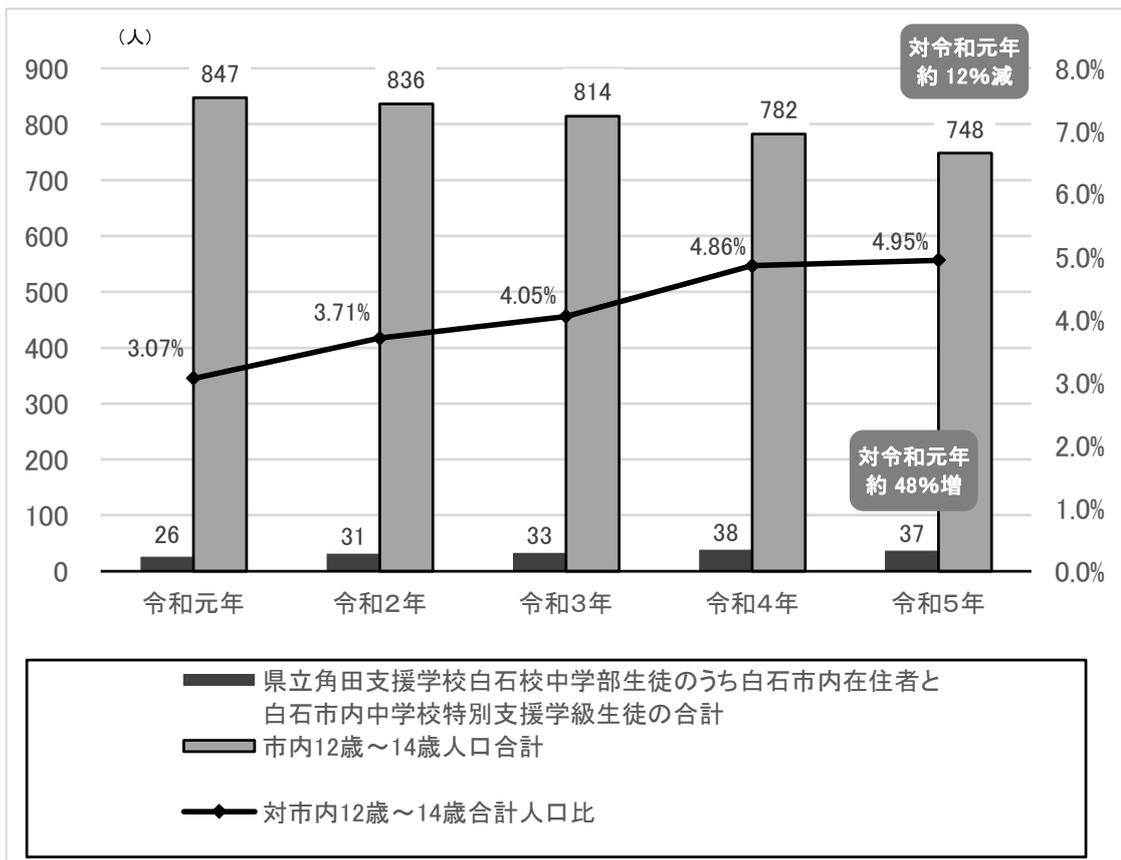


中学校は市内に5校あります。特別支援学級を設置し通級指導の対応可能な中学校の数は1校です。



出典：白石市教育委員会（各年度5月1日現在）

中学校の特別支援学級数は微増傾向にあり、令和元年度には4学級だったものが令和5年度には7学級となっています。また、中学生の特別支援学級生徒数は増加傾向にあり、令和元年度には18人だったものが令和5年度には32人となっています。



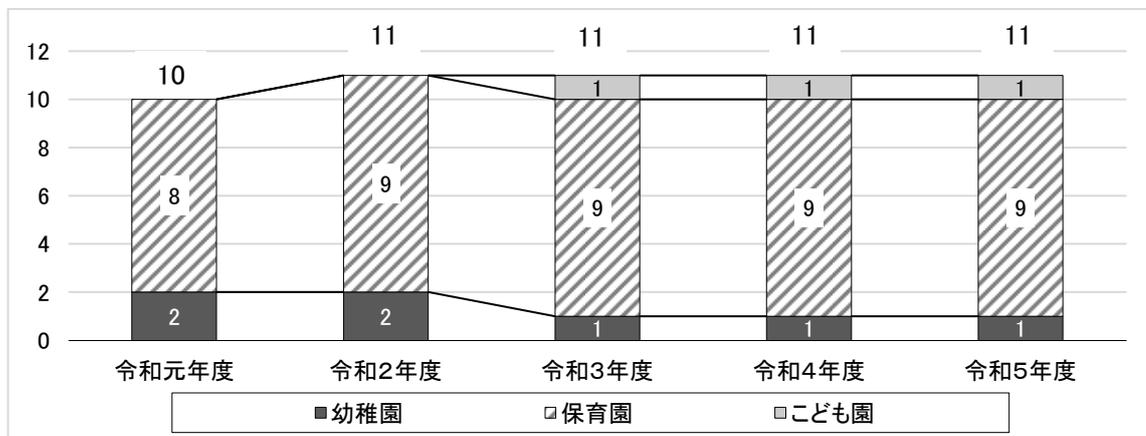
出典：白石市教育委員会及び県立角田支援学校

角田支援学校中学部在籍者のうちの白石市内在住者と市内中学校特別支援学級の合計生徒数が市内12歳～14歳人口合計に占める割合は、令和元年は3.07%でしたが、年々増加して、令和5年には4.95%となっています。

「小学生」と比較すると上昇の割合の角度は緩やかです。

(3) 幼稚園・保育園・こども園

障がい児保育を実施する幼稚園・保育園・こども園の数は、令和元年以降ほぼ変動なく推移しています。障がい児保育を実施する園は、幼稚園、保育園、こども園を合わせると、現在は全部で11園となっています。



出典：白石市教育委員会、子ども家庭課（各年度3月末現在）

第2節 第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画の実施状況

1 第6期白石市障害福祉計画における成果目標

第6期白石市障害福祉計画における成果指標のうち、「地域生活移行者数」は7人を目指していましたが、実績は3人となっています。

また、「協議の場の設置」は、令和5年度末時点で実績は1か所、「就労移行支援事業所数」は0か所です。

項目		計画値	実績値	考え方
(1) 施設入所者の地域生活への移行				
地域生活移行者数	令和元年度末時点の入所者数 (A)	42人	40人	令和元年度末時点の施設入所者数
	【目標値】令和5年度末時点での地域生活移行者数	7人	3人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
施設入所者数	令和元年度末時点の入所者数 (A)	42人	40人	令和元年度末時点の施設入所者数
	令和5年度末時点の入所者数 (B)	42人	40人	令和5年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	0人	0人	差引減少見込み数
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
協議の場の設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所	令和5年度末の設置状況
(3) 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備				
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所	令和5年度末までの整備状況
(4) 福祉施設から一般就労への移行等				
福祉施設から一般就労への移行	令和元年度の一般就労移行者数	3人	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】令和5年度の一般就労移行者数	5人	8人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数	令和元年度の就労移行支援事業利用者数	5人	0人	令和元年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数)
	【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業の利用者数	4人	7人	令和5年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数)
就労移行支援事業所数	令和元年度の就労移行支援事業所数	1か所	0か所	令和元年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業所数	1か所	0か所	令和5年度において就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の数

2 第2期白石市障害児福祉計画における成果目標

第2期白石市障害児福祉計画に関する成果指標について、現段階では「医療的ケア児支援のための協議の場の設置」として「仙南地域自立支援協議会こども支援部会」が設置されていますが、そのほかの指標は今後の設置を目指すものとします。

項目		計画値	実績値	考え方
設置状況	児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	令和5年度末の設置状況
体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	0か所	令和5年度末の体制の整備状況
事業所の確保の状況	主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び	1か所	0か所	令和5年度末における児童発達支援事業所数
	放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	令和5年度末における放課後等デイサービス事業所数
協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	1か所	医療的ケア児支援のための協議の整備状況

第3節 障がい者アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

- 調査対象：障害者手帳をお持ちの方、難病医療費助成を受けている方、そのほかの障害福祉の助成を受けている方
- 調査期間：令和4年11月28日～令和4年12月23日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	500票	244票	48.8%

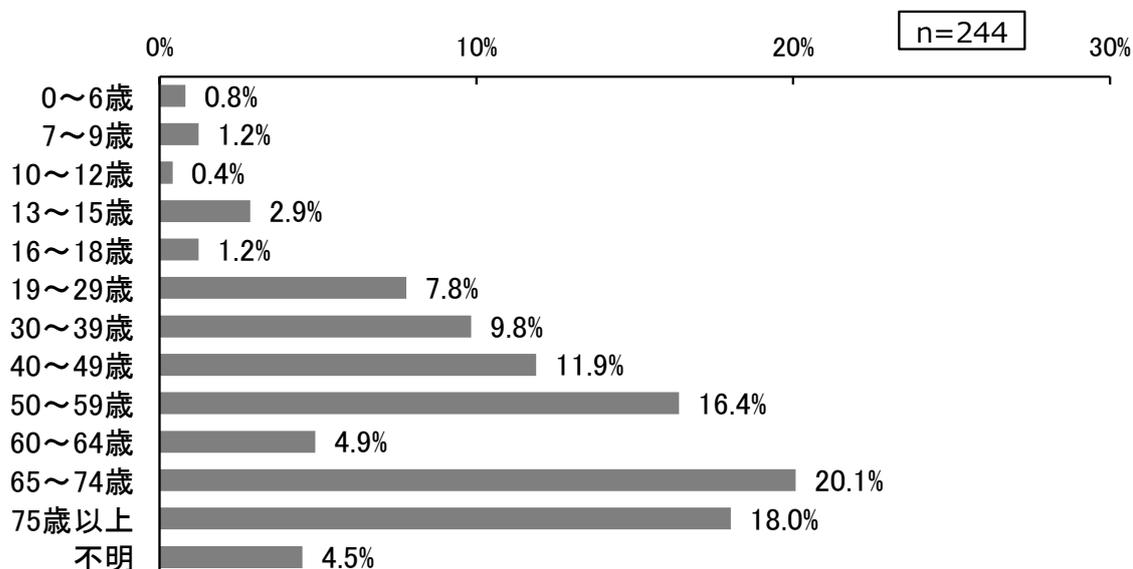
○結果概要の見方

百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、割合の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。

2 結果概要

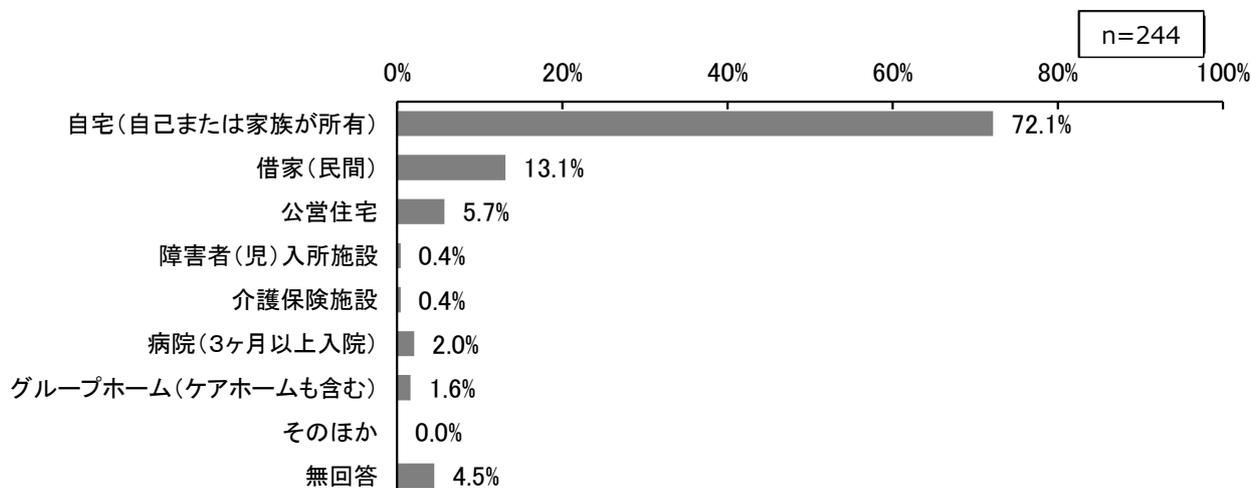
(1) 年齢

対象者の年齢（令和4年10月1日現在）について、「65～74歳」が20.1%と最も高く、次いで「75歳以上」が18.0%、「50～59歳」が16.4%となっています。



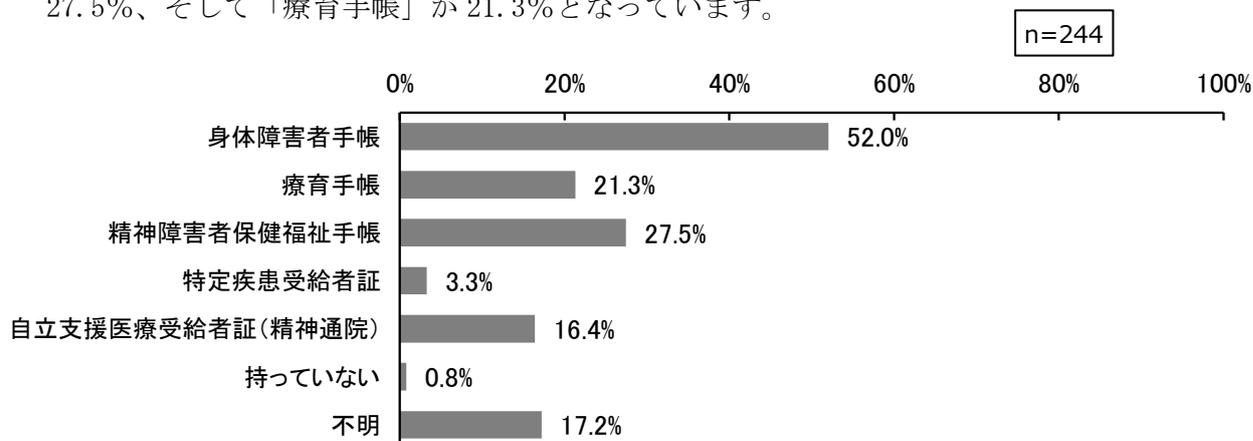
(2) 居住場所

対象者の居住場所について、「自宅(自己または家族などが所有)」が72.1%と最も割合が高く、次いで「借家(民間)」が13.1%、「公営住宅」が5.7%となっています。



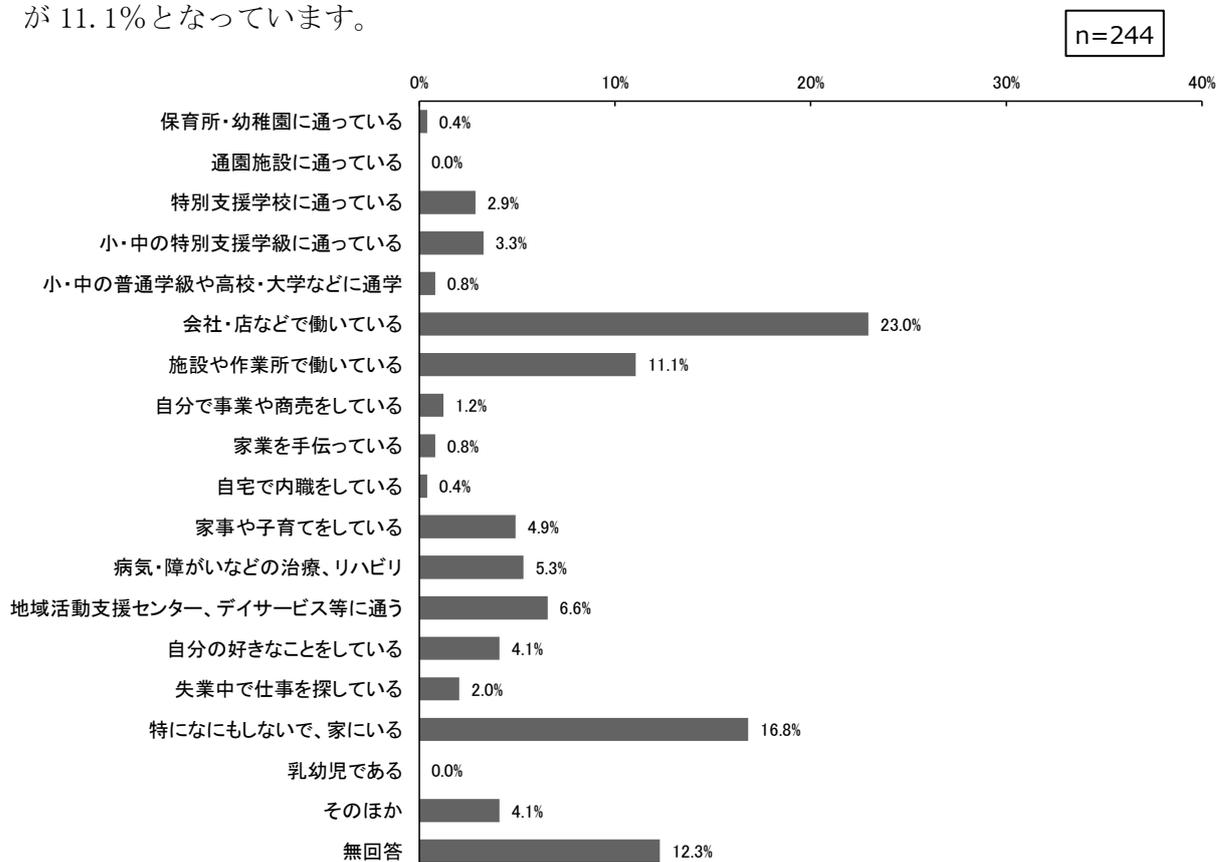
(3) 障害の種類

手帳の種類について、「身体障害者手帳」が52.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が27.5%、そして「療育手帳」が21.3%となっています。



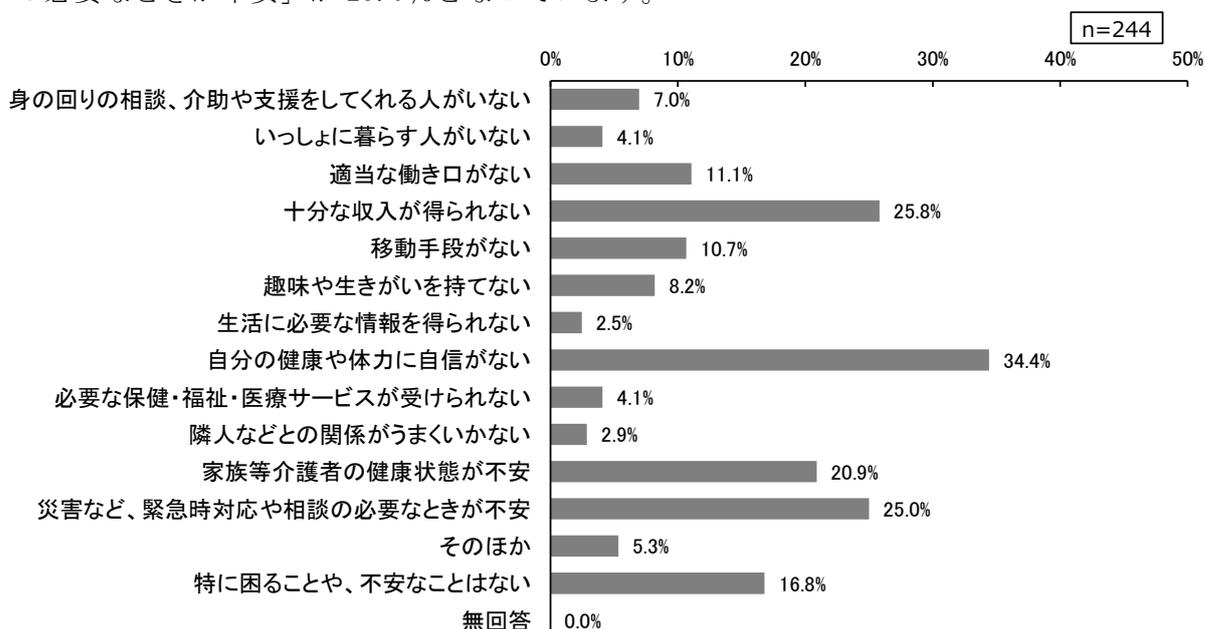
(4) 日中の過ごし方

日中の主な過ごし方について、「会社・店などで働いている」が 23.0%と最も割合が高く、次いで「特になにもしないで、家にいる」が 16.8%、「施設や作業所で働いている」が 11.1%となっています。



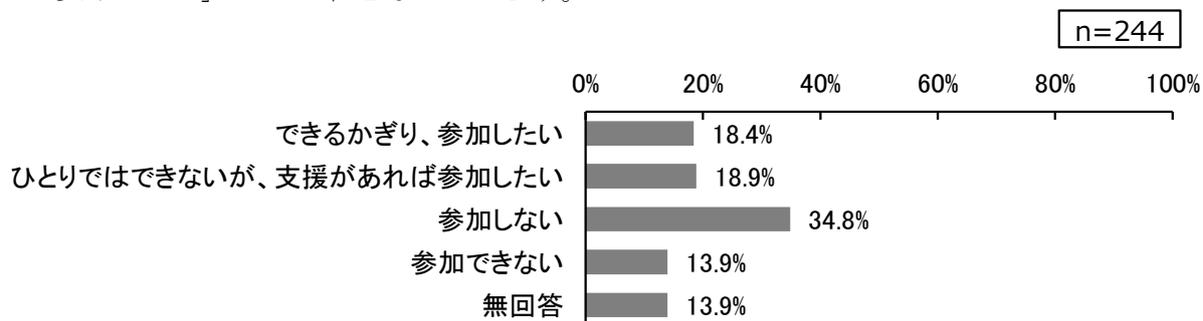
(5) ふだんの暮らしで困ること

日常生活での困りごとについて、「自分の健康や体力に自信がない」が 34.4%と最も割合が高く、次いで、「十分な収入が得られない」が 25.8%、「災害など、緊急時対応や相談の必要となるときが不安」が 25.0%となっています。



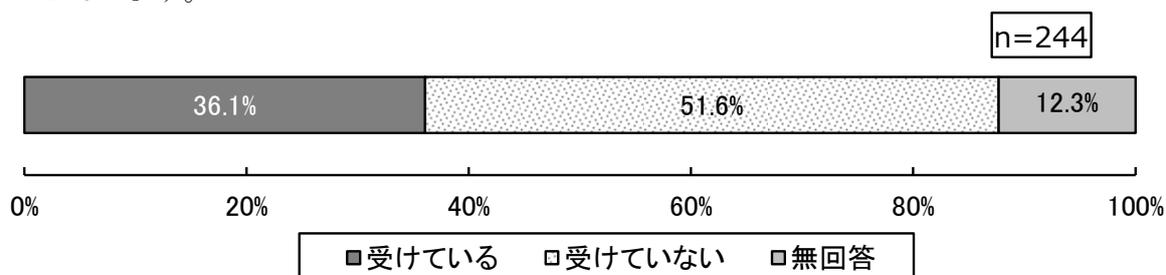
(6) 地域の行事への参加意向

地域の行事・活動等への参加意向について、「参加しない」が34.8%と最も割合が高く、次いで「ひとりではできないが、支援があれば参加したい」が18.9%、「できるかぎり、参加したい」が18.4%となっています。



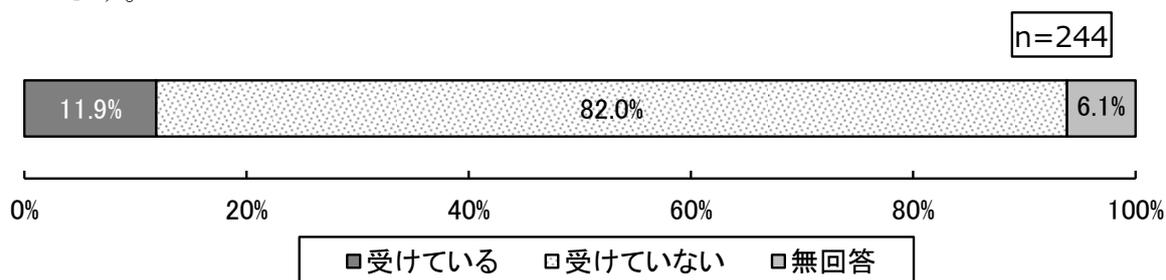
(7) 障害支援区分の認定

障害支援区分の認定について、「受けている」が36.1%、「受けていない」が51.6%となっています。



(8) 介護保険の要介護認定

要介護認定状況について、「受けている」が11.9%、「受けていない」が82.0%となっています。



(9) 病気や障害による制度・サービスの利用意向

現在利用している障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児福祉サービス（障害福祉サービス等）は、「(ツ) 相談支援（障がい者）」が 10.7%と最も割合が高く、次いで「(サ) 就労継続支援B型」が7.0%、「(シ) 就労定着支援」が4.5%となっています。

今後利用したい障害福祉サービス等は、「(ツ) 相談支援（障がい者）」が 29.9%と最も割合が高く、次いで「(ス) 自立生活支援」が 19.3%、「(キ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が 18.4%となっています。

『潜在的利用性』（今後利用したい割合－現在利用している割合）は、「(ツ) 相談支援（障がい者）」が 19.2 ポイントと最も数値が高く、次いで「(ス) 自立生活支援」が 17.3 ポイント、「(ソ) 短期入所支援（ショートステイ）」が 15.6 ポイントとなっています。

今後利用したい障害福祉サービス等と『潜在的利用性』は、他のサービスと比較し、顕著に「(ツ) 相談支援（障がい者）」が高い数字となっています。

区分	サービス	現在利用している (%)	今後利用したい (%)	『潜在的利用性』 (今後利用－現在利用) (ポイント)
障害福祉サービス	(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）	3.3	13.5	10.2
	(イ) 重度訪問介護	0.4	9.4	9.0
	(ウ) 同行援護	0.4	7.8	7.4
	(エ) 行動援護	2.5	12.3	9.8
	(オ) 重度障害者等包括支援	0.8	9.4	8.6
	(カ) 生活介護	2.9	14.8	11.9
	(キ) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	3.7	18.4	14.7
	(ク) 宿泊型自立訓練	0.8	10.7	9.9
	(ケ) 就労移行支援	3.3	15.2	11.9
	(コ) 就労継続支援A型	0.8	13.5	12.7
	(サ) 就労継続支援B型	7.0	16.4	9.4
	(シ) 就労定着支援	4.5	16.8	12.3
	(ス) 自立生活援助	2.0	19.3	17.3
	(セ) 療養介護	0.0	11.1	11.1
	(ソ) 短期入所（ショートステイ）	1.2	16.8	15.6
	(タ) 共同生活援助（グループホーム）	2.0	11.5	9.5
	(チ) 施設入所支援	0.0	9.8	9.8
	(ツ) 相談支援（障がい者）	10.7	29.9	19.2
地域生活支援事業	(テ) 移動支援	2.5	7.8	5.3
	(ト) 日中一時支援	3.3	7.8	4.5
	(ナ) 訪問入浴	0.8	3.7	2.9
	(ニ) 地域活動支援センター（やまぶき園、ポプラ）	2.5	7.8	5.3
障害児福祉サービス	(ヌ) 児童発達支援・医療型児童発達支援	0.4	3.3	2.9
	(ネ) 居宅訪問型児童発達支援	0.0	1.6	1.6
	(ノ) 放課後等デイサービス	2.0	3.3	1.3
	(ハ) 保育所等訪問支援	0.4	1.2	0.8
	(ヒ) 児童入所支援（福祉型・医療型）	0.0	10.7	10.7
	(フ) 障害児相談支援	0.8	3.3	2.5

※数値のグレー掛けは、それぞれの項目で上位5位以内を示す。

(10) 障害福祉サービスの利用意向

現在利用している障害福祉サービスは、「(ク) 有料道路通行料 (ETC) の割引、自動車税・NHK放送受信料などの減免」が 38.1%と最も割合が高く、次いで「(ア) 障害年金、心身障害者扶養共済」が 37.7%、「(ウ) 自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院医療)」が 28.7%となっています。

今後利用したい障害福祉サービスは、「(ク) 有料道路通行料 (ETC) の割引、自動車税・NHK放送受信料などの減免」が 50.8%と最も割合が高く、次いで「(ア) 障害年金、心身障害者扶養共済」が 47.1%、「(エ) 心身障害者医療費助成」が 36.5%となっています。

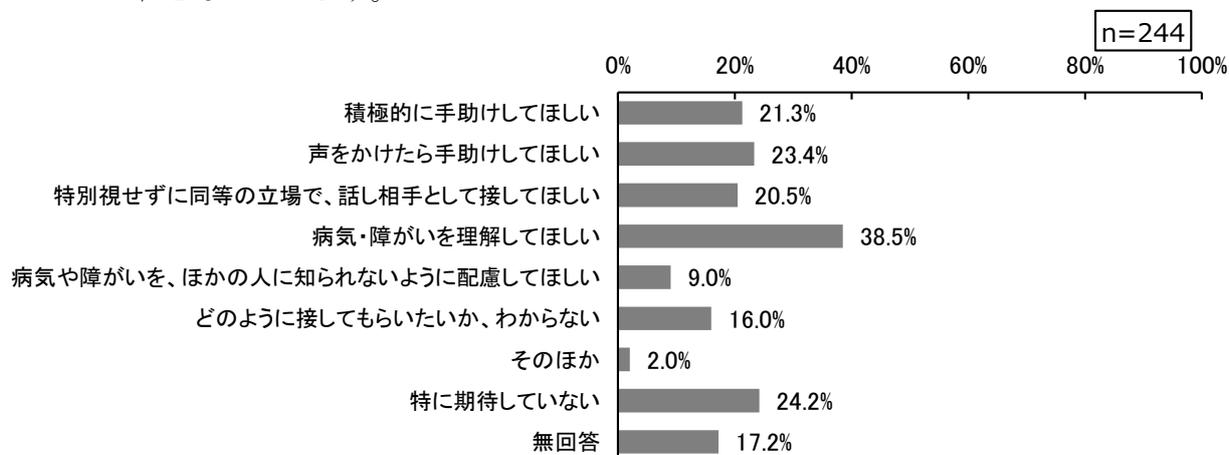
『潜在的利用性』(「今後利用したい割合」－「現在利用している割合」)は、「(ス) 白石市民バスきゃっするくん」が 17.6 ポイントと最も高く、次いで「(キ) 日常生活用具 (情報・通信支援用具 (パソコン、周辺機器など)、ストーマ用装具など)」が 14.7 ポイント、「(ク) 有料道路通行料 (ETC) の割引、自動車税・NHK放送受信料などの減免」が 12.7 ポイントとなっています。

	現在利用 している (%)	今後利用 したい (%)	『潜在的利用性』 (今後利用－現在利用) (ポイント)
(ア) 障害年金、心身障害者扶養共済	37.7	47.1	9.4
(イ) 障害児福祉手当・特別障害者手当、 児童扶養手当、特別児童扶養手当	17.6	25.8	8.2
(ウ) 自立支援医療 (更生医療 ・育成医療・精神通院医療)	28.7	29.9	1.2
(エ) 心身障害者医療費助成	26.2	36.5	10.3
(オ) 特定疾病療養費制度、特定医療 (指定難病) ・小児慢性特定疾病医療費助成	7.0	13.5	6.5
(カ) 補装具 (義手・義足、白杖、補聴器、車イスなど)	11.5	18.4	6.9
(キ) 日常生活用具 (情報・通信支援用具 (パソコン、 周辺機器など)、ストーマ用装具など)	2.9	17.6	14.7
(ク) 有料道路通行料 (ETC) の割引、 自動車税・NHK放送受信料などの減免	38.1	50.8	12.7
(ケ) 身体障害者用自動車改造費助成 ・自動車運転免許取得費助成	4.1	15.2	11.1
(コ) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	0.4	4.5	4.1
(サ) 障害者等意思疎通支援事業	0.8	8.6	7.8
(シ) 重度心身障害者移動サービス利用助成 (タク シー券、燃料券)	23.7	33.2	9.5
(ス) 白石市民バスきゃっするくん	16.0	33.6	17.6

※数値のグレー掛けは、それぞれの項目で上位5位以内を示す。

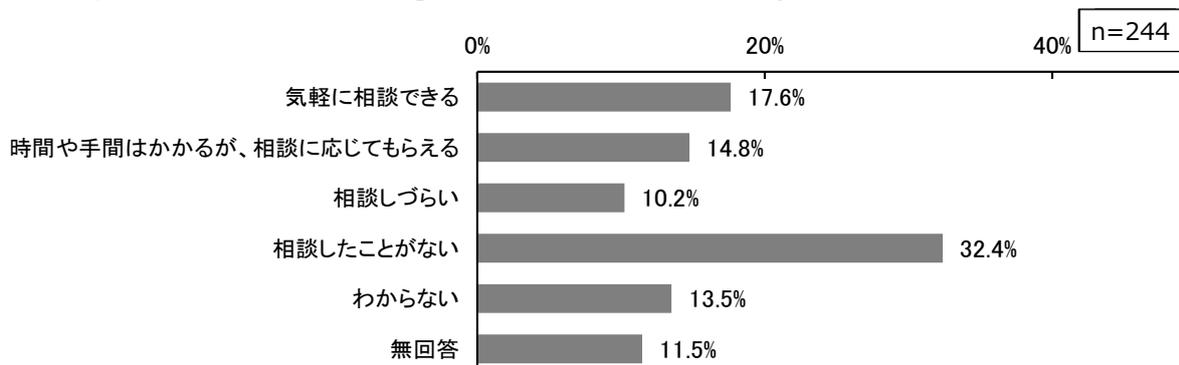
(11) 街中や地域で期待すること

周囲の人への期待について、「病気・障害を理解してほしい」が38.5%と最も割合が高く、次いで「特に期待していない」が24.2%、「声をかけたら手助けしてほしい」が23.4%となっています。



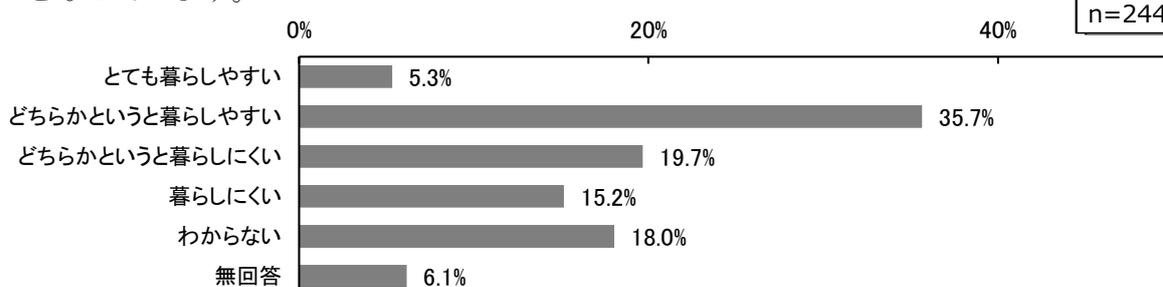
(12) 市役所の窓口・相談支援事業所の相談しやすさ

市役所窓口・相談支援事業所の相談しやすさについて、「相談したことがない」が32.4%と最も割合が高く、次いで「気軽に相談できる」が17.6%、「時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる」が14.8%となっています。



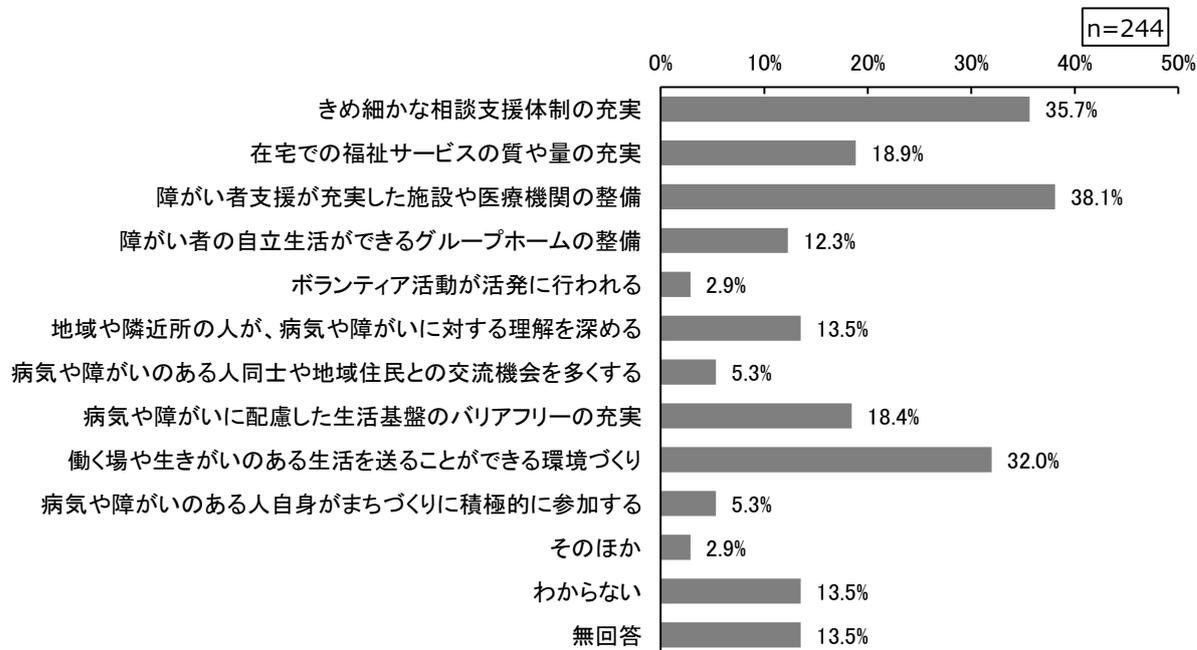
(13) 白石市は暮らしやすいまちか

白石市の暮らしやすさについて、「どちらかという暮らしやすい」が35.7%と最も割合が高く、次いで「どちらかという暮らしにくい」が19.7%、「わからない」が18.0%となっています。



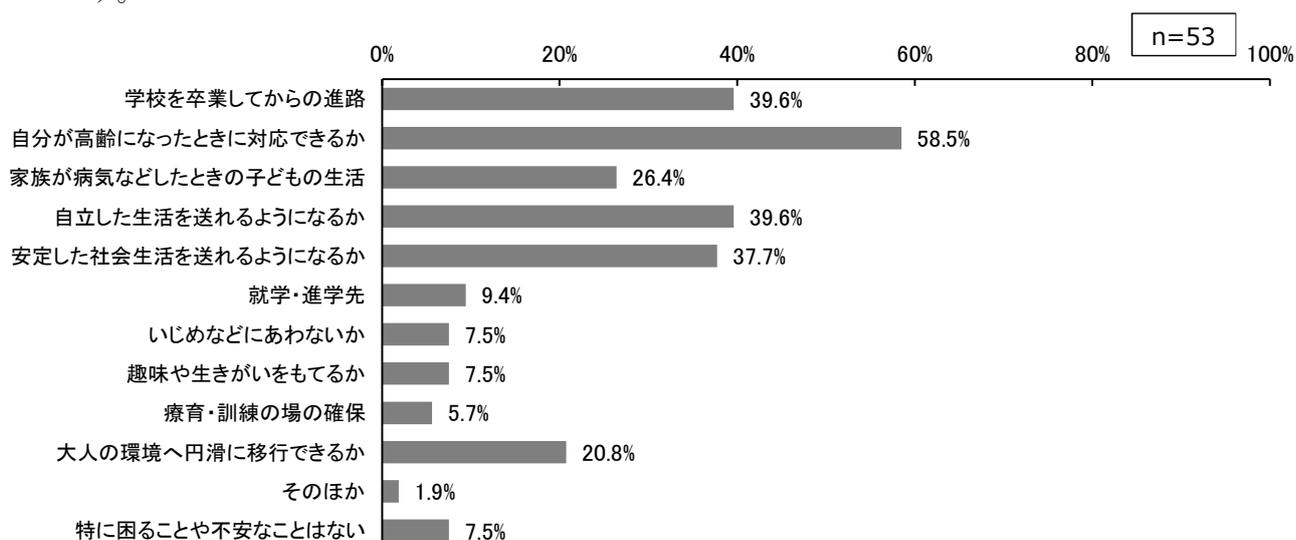
(14) 暮らしやすいまちにするために必要なこと

暮らしやすいまちにするために必要な条件について、「障がい者支援が充実した施設や医療機関などの整備」が 38.1%と最も割合が高く、次いで「きめ細かな相談支援体制の充実」が 35.7%、「働く場や生きがいのある生活を送ることができる環境づくり」が 32.0%となっています。



(15) 障がいを持つ子どものことで困ること、不安なこと

子どものことで困ること、不安なことについて、「自分が高齢になったときに対応できるか」が 58.5% (53人中 31人) と最も割合が高く、次いで「学校を卒業してからの進路」と「自立した生活を送れるようになるか」がともに 39.6% (53人中 21人) となっています。



第4節 関係団体アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

- 調査対象 : 障がい者の支援を行っている団体、障害福祉サービス・障害児福祉サービスを提供している法人（市内に設置されている団体・法人のみ）
- 調査期間 : 令和5年4月～5月
- 調査方法 : 郵送・メールによる配付・回収
- 実施団体数 : 7団体

2 結果概要

問1は、回答者の基本属性のため、省略

問2 貴団体の主な活動内容、会員数、活動範囲について、ご記入ください。

問3 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。該当するものに○を付けてください。（○はいくつでも）

選択肢の回答は下表をご覧ください。一番上の会員数以外の項目は、7団体中いくつかの団体が「○」をつけたかを示しています。

	会員数		平均47.2人
	問2	活動範囲	1 自治会 2 小学校区程度 3 中学校区程度 4 市全域 5 市域を超える範囲 6 その他
問3	困ったこと・課題	1 会員が減ってきている	4団体
		2 新しい会員が入ってこない	4団体
		3 活動に参加する人がいつも同じ	3団体
		4 活動の担い手が減ってきている	2団体
		5 活動内容がマンネリ化している	3団体
		6 ニーズにあった支援体制を組めない	1団体
		7 支援対象者とのコミュニケーションをとりづらい	1団体
		8 活動場所の確保が難しい	0団体
		9 活動場所近隣の理解を得ることが難しい	0団体
		10 活動資金の確保が難しい	1団体
		11 そのほか	1団体
		12 特になし	0団体

※問2の会員数は5団体から回答あり、問3は6団体から回答あり。

※問3「11 そのほか」の記述は、「受注作業量の減少と対価が低いこと」。

問3 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

具体的な活動上の課題

- コロナ流行などの理由で、交通機関を利用した遠隔地への活動が困難。
- 市内に同様の活動をする団体がないため、情報交換や交流の機会がない。
- 利用登録者、登録見込みの高齢化。
- 保護者が当事者に対し関心が薄い。

- （施設が）町から離れていて、通所手段が選べない、もしくは困難なため、利用につながりにくい。
- 障がいの特性上、一日の利用人数が定まらず、新規活動を取り入れることが困難。
- 作業工賃は、受注金額がそのまま充てられるため、月の工賃が5千円～1万円／人である。補助金等で補てんしてほしい。
- 会員が減り年会費の確保が難しい。
- ダンス練習を行う部会があるが、コロナ禍で条例によりマスクを着用できない場合に、公民館等が使用不可だった。障がい者の中には、マスクができない人がいることを踏まえ条例を作成してほしい。

問4 今後の活動予定

- 姉妹都市である海老名市の協会との交流を実現したい。過去に海老名市の協会が来られて、貴重な時間の共有をした。
- 障がいを持つわが子の年齢に対応した活動。
- 地域への啓発活動。
- 会員同士の親睦。
- 研修、学習会。
- 地域ボランティア活動団体と共同での活動。
- 毎日の受注作業。
- 春のお花見、秋のいも煮。
- クリスマス交流会。

問5 直近の3年程度で、障がい者や障がい児、その家族の活動への意識や社会への参加意識に変化がみられますか。また、変化がみられる場合は、その概要をご記入ください。

「変化はみられない」・「変化がみられる」の選択肢は、4団体が「変化はみられない」、2団体が「変化がみられる」、そして1団体が無回答でした。

変化がみられる場合の概要

- 施設利用者は30代～70代（40～60歳が多い）のため、その父兄の年齢も高齢化している。親の会などの活動にはほとんど参加してもらえない。
- 表情が暗く、笑顔が見られなくなった。
- （活動を）できなくなった時間が長く、「参加しなくても良い」が日常になったので、とても心配している。

問6 市の障がい者施策や、障がい者支援についてのご意見、ご提案がありましたら、ご記入ください。（例：サービスの充実、障害への理解、災害の対応、高齢化、バリアフリー）

- 個々の会員の意見聴取をできておらず、実態把握ができていない。機会をつくり実現したい。
- 災害時の障がい者支援の情報をまとめたものがあれば障がい者家庭に配付してほしい。
- 地域の社会資源の活用がうまくできていないと感じる。
- 各事業の運営について、理解や認識が不足。情報共有ができるよう連携すべき。
- 障がいを持つ方が安心して生活できるためには、事業所の支援計画だけでなく、地域住

民の理解の広がりが必要だと思う。

- 中途半端な小規模施設の在り方について、検討してほしい。
- これまで親子レクの際には、社協や他園のバスをお願いしたが、どちらも使えなくなり、今年度は自家用車で各自集合となって、参加できる人が限られてしまう。市のバスを使わせてもらえないか。
- コロナに感染した際に、障がい者と家族はどうすればよいのかをマニュアルにして配付してほしい。
- 障がいが原因で、自力でできないことを行政や団体等が支援し、健常者とできるだけ区分せず、共に歩んでいける社会づくりができるような支援が望ましいと考える。

第5節 第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画、アンケート調査結果の総括

第6期白石市障害福祉計画・第2期白石市障害児福祉計画の実施状況、障がい者アンケート、団体アンケートについて、以下のとおり総括します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制

国の施策方針として、施設で生活している障がい者をグループホームでの生活に移行させることを進めています。

その一方で、本市においては施設から地域での生活に移行可能な入所者以上に、入所の希望や必要性が高い障がい者が増えています。そのため、施設の受け皿が不足しており、施設へのニーズや必要性に合わせた施設供給の検討が必要です。

このほか、現在利用者がいない自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、潜在的利用性が比較的高いグループホームや相談支援、関係団体調査において確保・充実が必要とされた生活介護、移動支援事業の確保について、検討が必要です。

(2) 障がい児支援体制

障害児福祉計画における成果目標について、保育所等訪問事業を提供できる事業所が市内に設置されていない状態が続いています。療育手帳を持つ18歳未満の児童が年々増えていることから、サービスの供給体制の確保、事業者の誘致等が必要です。

また、市の障がい児への施策について周知が不足しており、分かりやすい体系の構築が必要です。

(3) 地域活動団体・事業者の人材確保

地域で活動する団体や事業者すべてにおいて、人材不足を課題として考えています。地域で障がい者を支える貴重な人材の確保育成、活動支援への取り組みが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、障害者施策は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

本市では、「第六次白石市総合計画」のもと、市民のための保健・医療・福祉施策を充実し、子どもから高齢者まで、年齢を重ねても生涯心やすらかに暮らせるまちづくりを進めています。

本計画では、「第3期白石市障害者計画」の基本理念である「障がいのある人の“自分らしく生きる”を支援する」を継承しながら、障がいのある人が自らを最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、ノーマライゼーションの考えに立ち、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、支え合うインクルーシブな社会づくりを目指していくものとします。

また、本計画を推進していく中で、市内に在住するすべての障がいのある人が、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うための体制づくりを推進します。

【計画の基本理念】

**障がいのある人の
“自分らしく生きる”
を支援する**

第2節 計画の基本方針

本計画においては、これまでの本市の障がい者福祉施策の考え方及び国の障害者基本計画（第5次）の考え方等を踏まえ、以下の5つを基本方針として具体的な施策の推進を図ります。

＜基本方針1＞自立生活の支援と共生社会の推進

障がいのある人の自立した日常生活を支えるとともに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能についても備えた地域ぐるみの支援体制の整備を推進します。

また、さまざまな障害や障がいのある人に対する地域の人々の理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、NPOやボランティア、関係団体等の連携を強化し、ともに支え合う地域づくりを推進します。

＜基本方針2＞保健・医療の推進

生活習慣病や各種疾病の早期発見、早期治療に向けて、健康診査等の充実と受診率向上に努め、生活習慣病重症化予防を含めた健康づくりに対する取り組みの充実を図ることで、高齢化が進み増加傾向にある内部障害への予防につなげます。

また、妊娠期から乳幼児期にかけては、妊婦健診や乳幼児健康診査において、異常の早期発見を図るとともに、発達において経過観察が必要な乳幼児とその保護者に対しては関係機関と連携し早期支援に努めます。

並びに、精神保健福祉相談を実施し、精神保健に関する相談体制を確保するとともに、市民公開講座などを通して市民のこころの健康増進、在宅精神障がい者への理解に関する普及啓発に努めます。

なお、医療的ケアを要する障がいのある人や児童への支援に向けて、年齢などによる切れ目がないよう、保健・医療・福祉などの各分野の連携を強化していきます。

＜基本方針3＞教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興

発達障がいのある幼児や児童などに対して、障害のあるなしに関わらず児童・生徒を分け隔てなく受入れ、教育するインクルーシブ教育システムの推進を図ります。

また、障がいのある人がさまざまなことに出会い、ふれあい、参加しやすい文化・芸術活動やスポーツ活動の推進を図ります。

＜基本方針4＞雇用・就業・経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、障害基礎年金等の活用などとともに、雇用の促進と就業の支援に努め、障がいのある人の経済的自立の支援に努めます。

また、障がいのある人の多様な就労ニーズに応えられるよう、関係機関と連携し、相談体制及び就労支援の更なる充実を図るとともに、法改正による新たな就労支援サービスの提供についても対応していきます。

＜基本方針5＞安全・安心な生活環境の整備

安全で安心できるまちづくりに向けて、災害発生時等における避難誘導體制の確保や地域の防犯対策、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

また、今後も障がいのある人を含めたすべての人が使いやすいユニバーサルデザインの普及啓発や、道路や公共施設のバリアフリー整備を進めていくとともに、障がいのある人等の生活の利便性に向けて移動支援の充実を図ります。

第3節 施策の体系

【基本方針】	【中柱】	【小柱】
第1節 自立生活の支援と共生社会の推進	1 地域ぐるみの支援体制の整備	(1) 団体間のネットワークの整備
		(2) 当事者活動の育成・支援
		(3) NPO・ボランティア団体等の支援
	2 障害理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	(1) 障がいのある人への理解・啓発
		(2) 小・中学校における福祉教育の推進
		(3) 成年後見制度の利用促進
第2節 保健・医療の推進	1 障害の原因となる疾病等の予防の充実	(1) 妊婦健康診査の充実
		(2) 乳幼児健康診査・相談の充実
		(3) 早期支援に向けた関係機関との連携の充実
		(4) 健康教育の充実
		(5) 健康相談の充実
		(6) 基本健康診査、特定健康診査及び後期高齢者健康診査・保健指導の充実
	2 医療とのネットワークの構築	(1) 安心できる医療体制の確立
		(2) リハビリテーション体制の整備
		(3) 難病患者への支援
		(4) 医療的ケア児等の体制整備推進
第3節 教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興	1 障がい児施策の充実	(1) 障がい児保育の充実
		(2) 障がい児通所支援等の充実
		(3) 教育相談の充実
	2 インクルーシブ教育システムの構築	(1) 就学支援・相談体制の充実
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 教職員等の資質向上
		(4) 進路指導体制の充実
		(5) 学校施設のバリアフリー化
		(6) 障がい児支援の普及・啓発
	3 文化・スポーツ活動の振興	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		(2) 文化・芸術活動の推進
		(3) 公共施設の利用促進

【基本方針】	【中柱】	【小柱】
第4節 雇用・就業・ 経済的自立 の支援	1 障がいのある人の雇用の 拡大に向けた普及・啓発	(1) 各種制度の普及・啓発
		(2) 企業に対する相談体制の充実
	2 就労支援体制の強化	(1) 相談・助言体制の充実
		(2) 関係機関等との連携による就労支援の 充実
	(3) 雇用の機会の提供	
第5節 安全・安心な 生活環境の 整備	1 住まいの整備	(1) 公営住宅のバリアフリー化
		(2) 住宅改修費の軽減
	2 交通安全対策、移動支援 の充実	(1) 道路・交通安全対策の充実
		(2) 移動支援の助成
	3 生活環境の整備	(1) ユニバーサルデザインの普及・啓発
		(2) 公共施設などの整備・改善
	4 防災・防犯対策の推進	(1) 防災意識の向上
		(2) 自主防災組織の育成支援
		(3) 緊急時における避難支援体制の整備
		(4) 防犯対策の充実
	5 緊急時のサービス等提供 体制の確保	(1) 緊急時の連絡体制の確立
(2) 緊急時のサービス等提供体制の確立		

第1節 自立生活の支援と共生社会の推進

【現状と課題】

近年では、障害の重度化、重複化、高齢化などが大きな課題となっており、本市においても障がいのある人や介護している家族の高齢化が進んでいます。また、アンケート調査でも障がいのある人の13%が一人暮らしとなっており、地域での見守りなどの支援や本人の財産・権利を守るための成年後見制度の浸透・利用促進がますます重要となっています。

また、在宅の障がいのある人については、地域共生社会の実現や、自立生活の支援のほか介護者の負担軽減のためにも、引き続き在宅サービス等の質の確保や地域で福祉を支える各種団体のネットワーク化を促すとともに、当事者団体への支援等に努めていく必要があります。

障害理解・差別の解消、権利擁護、虐待防止の取り組みが進められていますが、市のアンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験があると回答した障がいのある人は約30%となっており、「障害者週間」やさまざまな機会を通じて福祉に関する教育や意識啓発をさらに行っていく必要があります。

【具体的施策・事業】

1 地域ぐるみの支援体制の整備

(1) 団体間のネットワークの整備

- ・地域で活動している福祉団体へ、交流の場の提供や情報提供等を行い、団体間のネットワーク化を促します。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で障がいのある人を見守り、支援を行うネットワークの整備を検討します。

(2) 当事者活動の育成・支援

- ・障がいのある人同士がともに悩みを相談したり、さまざまな活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援について検討します。

(3) NPO・ボランティア団体等の支援

- ・NPO・ボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供や助成制度等により活動を支援します。
- ・NPO・ボランティア団体の活動状況やNPO・ボランティア等に関する講座等のきめ細かい情報提供に努めます。
- ・ボランティア団体やボランティアをしたい人と、支援を必要とする障がいのある人等を結びつけるコーディネート機能の充実に努めます（地域ささえ愛互助活動事業）。

2 障害理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

(1) 障がいのある人への理解・啓発

- ・国が推進している「障害者週間」(12月3日～9日)にのっとり理解・啓発活動に努めます。
- ・地域の人々が、障がいのある人への正しい理解と認識を深めることを目的に、多様な市民が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

(2) 小・中学校における福祉教育の推進

- ・児童・生徒が社会福祉に対する理解と関心を深められるよう、学校教育全体を通じて実践します。
- ・市社会福祉協議会と連携し、市内小・中学校に出向いて福祉体験学習(車いす・白杖体験、手話、点字、高齢者とのふれあい活動等)を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進

- ・知的障がい者や精神障がい者など、自身の財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。なお、利用促進については、上位計画である「地域福祉計画」で定める「成年後見制度利用促進計画」に基づいて行います。

第2節 保健・医療の推進

【現状と課題】

本市では、生活習慣病患者の増加や精神疾患患者の増加などにより、医療費が増加傾向にあります。

本市の身体障害者手帳所持者のうち、内部障害のある人が3割以上となっていることから、内部障害の原因の1つである生活習慣病の発症予防に重点を置いた健康づくり施策、生活習慣病重症化予防に取り組む必要があります。

また、精神疾患患者への適切な支援を行うことによる病状の安定と、社会復帰の促進により医療費の抑制を図る必要があります。

さらに、妊娠中及び乳幼児期の異常の早期発見と健康管理を行うために、適切な時期の妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の受診推奨を推進していきます。発達のおくれなどの問題や疾病がある場合には、関係機関と連携して支援にあたります。

なお、医療的ケアを要する人が地域で生活していくため、関連事業を推進する必要があります。

【具体的施策・事業】

1 障害の原因となる疾病等の予防の充実

(1) 妊婦健康診査の充実

- ・妊娠中の異常の早期発見と健康管理を行うために、適切な時期の妊婦健康診査の受診を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査・相談の充実

- ・乳幼児の月齢に合わせた健康診査や相談を実施し、乳幼児の健康状態の確認や発育・発達のおくれなどの発見に努めます。

(3) 早期支援に向けた関係機関との連携の充実

- ・発達の経過観察を要する児とその保護者への支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。

(4) 健康教育の充実

- ・生活習慣病の発症予防を目的に各年代に応じた健康に関する情報提供を実施し、健康に関する知識の普及を図ります。
- ・保健事業推進員の育成を行い、主体的に健康づくりを行う市民を増やします。

(5) 健康相談の充実

- ・精神保健福祉相談（こころの相談）を実施し、市民のこころの健康の保持増進、在宅精神障がい者への相談窓口を確保し、こころの健康づくりと精神障がい者の自立支援に取り組めます。

(6) 基本健康診査、特定健康診査及び後期高齢者健康診査・保健指導の充実

- ・世代、保険者ごとに健康診査・保健指導を実施します。また、生活習慣病の早期発見、生活習慣の改善を促すとともに、早期治療、重症化予防に取り組めます。

2 医療とのネットワークの構築

(1) 安心できる医療体制の確立

- ・白石市医師会及び仙南歯科医師会白石支部等と連携した地域医療ネットワークの構築を図ります。

(2) リハビリテーション体制の整備

- ・医療機関等と連携しながら、医学的なリハビリテーション基盤の確保に努めます。

(3) 難病患者への支援

- ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

(4) 医療的ケア児等の体制整備推進

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

第3節 教育・文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

市の発達障害などの障がいのある乳幼児の就園は、近年増加していますが、市内の保育園等では集団保育が可能な障がいのある乳幼児を受入れています。また、障がいのある児童・生徒の増加に対しては、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し支援に努めています。

障がいのある児童に対しては、乳幼児期の発見や発達支援をはじめ、ライフステージを通じた支援体制が必要であることから、地域におけるインクルーシブな子育て支援の推進を踏まえ、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育に努めていく必要があります。

また、本市では、市内の生涯学習施設の環境整備に努めるとともに、「白石市スポーツ振興計画」に基づき、市民が「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるように、スポーツの普及・振興を図っています。

生涯学習・スポーツに関して、障がいのある人とない人の交流を拡大していくとともに、障がいのある人が多様な活動に参加しやすい環境づくりを推進していくことも重要です。

【具体的施策・事業】

1 障がい児施策の充実

(1) 障がい児保育の充実（⇒「障害児福祉計画」に再掲）

- ・市内保育園等において、家庭や専門機関と連携しながら、障がいのある乳幼児一人一人の障害の状態に応じた障がい児保育を実施します。

(2) 障害児通所支援等の充実（⇒「障害児福祉計画」に再掲）

- ・児童福祉法に基づく障害児通所支援として「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を実施します。

(3) 教育相談の充実

- ・障がいのある幼児・児童・生徒一人一人に適切な教育の場が提供できるよう、関係機関と連携し、相談の充実を図ります。

2 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 就学支援・相談体制の充実

- ・障がいのある幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に関する情報提供を行い、それぞれの障害の程度や教育的ニーズを勘案し、教育と福祉、そのほか関係分野と連携しながら適切な「学びの場」を決定できるような相談支援体制づくりを目指します。

(2) 特別支援教育の推進

- ・肢体不自由・知的障害をはじめ、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）などの発達障がいのある幼児・児童・生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。
- ・障がいのある幼児・児童・生徒の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターを配置しています。

(3) 教職員等の資質向上

- ・さまざまな障害について、関係機関の教職員等の理解を促進するとともに、特別支援教育に関する研修を行い、資質向上に努めます。

(4) 進路指導體制の充実

- ・学校、行政、大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）等の関係機関、企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導を行います。

(5) 学校施設のバリアフリー化

- ・障がいのある児童・生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮した学校施設のバリアフリー化に努めます。

(6) 障がい児支援の普及・啓発

- ・発達障害を含む障がいのある幼児・児童・生徒について、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育ができるよう、白石市特別支援連携協議会が作成する「すこやかファイル」の活用について普及・啓発に努めます。

3 文化・スポーツ活動の振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・心身障がいのある人に市内スポーツ施設などの利用料金の一部を割引します。

(2) 文化・芸術活動の推進

- ・障がいのある人や障がい者団体などによるさまざまな文化・芸術活動や学習活動の取り組みを支援します。

(3) 公共施設の利用促進

- ・文化、スポーツ、観光施設について、施設利用料の割引を行い、障がいのある人の利用を促進します。
- ・福祉プラザのふれあい室及び相談室を利用し、市民と障がいのある人の交流や福祉に関する活動の支援を行います。
- ・感染症の大規模流行時の公共施設利用のルールをあらかじめ定め、危機を共有するとともに、安心して施設を利用できる体制を確保します。

第4節 雇用・就業・経済的自立の支援

【現状と課題】

障がいのある人の地域での自立や生きがいなどにおいて就労の意義は大きく、障がいのある人の日常生活能力や職業能力を高めることで、社会、経済活動を容易にし、その生活の安定をいかにして図るかが課題となっています。

市では、大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）や障害者就業・生活支援センター（コノコノ）と連携し、障がいのある人の就労支援を行っていますが、アンケート調査で、障がいのある人のうち企業や店舗で就労している人は34%となっています。また、大河原公共職業安定所白石出張所管内（白石市・蔵王町・七ヶ宿町）の民間企業による障害者雇用率は2.73%（令和4年6月1日現在）となっています。

引き続き、福祉施設をはじめ就労移行支援、就労継続支援等のサービス利用から一般就労につながるための支援、また、学校を卒業した生徒の就労支援に努めるとともに、アンケートで就労支援に際して必要とされていた、職場の上司や同僚による障害や障がいのある人への理解、障害者雇用を推進する企業の充実などに向けた働きかけを行っていく必要があります。

【法定雇用率】

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.7% ただし令和5年度は2.3%に据え置き、 令和6年4月から2.5%、 令和8年7月から2.7%と段階的引上げ
国・地方公共団体	3.0% ただし令和5年度は2.6%に据え置き、 令和6年4月から2.8%、 令和8年7月から3.0%と段階的引上げ
都道府県等の教育委員会	2.9% ただし令和5年度は2.5%に据え置き、 令和6年4月から2.7%、 令和8年7月から2.9%と段階的引上げ

※対象となる事業主は、令和5年度は従業員43.5人以上、令和6年4月から40.0人以上、令和8年7月から37.5人以上です。

【具体的施策・事業】

1 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発

(1) 各種制度の普及・啓発

- ・国が推進している「障害者雇用支援月間」にのっとり、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。
- ・大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）との連携のもと、企業や事業主に対して、特例子会社制度や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

- ・障がいのある人の雇用を促進し、継続的な雇用を図るため、企業内に障害者雇用推進者を設置していない企業に対して設置を促します。

(2) 企業に対する相談体制の充実

- ・大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）や宮城障害者職業センターと連携し、企業に対する障がいのある人の相談体制の充実を図ります。

2 就労支援体制の強化

(1) 相談・助言体制の充実

- ・大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）や障害者就業・生活支援センター（コノコノ）と連携し、就労支援から就労後のフォローまで一貫した相談・助言体制の充実を図ります。

(2) 関係機関等との連携による就労支援の充実

- ・大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）や障害者就業・生活支援センター（コノコノ）と連携し、障がいのある人の雇用について事業主に働きかけ、就労の促進を図ります。
- ・宮城障害者職業センターと連携して、ジョブコーチの利用を推進し、障がいのある人の職場への定着を支援します。
- ・自立支援協議会の労働部会を中心として、障害者雇用に関するセミナーを開催し、障がいのある人の就労を支援していきます。

(3) 雇用の機会の提供

- ・大河原公共職業安定所白石出張所（ハローワーク白石）や事業所との連携を図り、トライアル雇用事業などを活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

第5節 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

市では、障がいのある人の安全で安心な生活環境の整備を目指し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく各公共施設の整備をはじめ、さまざまな取り組みを行っていますが、施設の整備にあわせて、順次生活環境の整備に努めていく必要があります。

また、市では、さまざまな災害に備えた防災体制の整備を進めているほか、防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、全市的な防犯機運の盛り上げを図るとともに、犯罪の起こりにくい環境整備（自主的防犯組織の充実強化、防犯キャンペーンの実施、防犯灯のLED化）を進めています。

アンケート調査での災害発生時に関する設問では「災害で避難するとき、周りから支援を受けるための避難行動要支援者登録制度に登録している」と答えた人が約5%となっており、引き続き制度の周知と登録者数の促進に努めるとともに、避難誘導體制の整備を進めていきます。なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの本市の方で、避難行動要支援者登録制度に登録されている方は、令和5年度のデータでは35.1%です。

また、地域社会の高齢化や隣近所との交流が少なくなりつつある中で、地域と一体となり大規模災害への備えや犯罪の防止に取り組んでいく必要があります。

さらに、感染症の流行時や大規模災害発生時の生活支援体制、サービス供給体制の確立を目指します。

【具体的施策・事業】

1 住まいの整備

(1) 公営住宅のバリアフリー化

- ・高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建替えに際してはバリアフリー設計・改修を進めていきます。
- ・シルバーハウジングの活用を推進するとともに、既存市営住宅の改善を図っていきます。

(2) 住宅改修費の軽減

- ・障がいのある人の移動等を円滑にする用具を設置します。小規模な住宅改修については、経済的負担の軽減を図ります。

2 交通安全対策、移動支援の充実

(1) 道路・交通安全対策の充実

- ・障がいのある人や高齢者等に配慮し、すべての市民が安心して使える交通安全設備の充実、安全な道路交通環境を築くための道路改良工事、信号機の新設、道路照明灯などの整備を推進します。
- ・障がいのある人が交通安全のために必要な技能及び知識を習得できるよう、特別支援学校等関係機関・団体と連携しながら、障害の内容や程度に応じた交通安全教育を推進します。

(2) 移動支援の助成

- ・障害者手帳所持者を対象としたタクシー料金の割引、JR等運賃の割引、路線バス運賃の割引等について周知します。
- ・重度の心身障がいのある人に、タクシーの利用料金または自家用自動車燃料費の一部を助成します。
- ・市民バス（きゃっするくん）や乗合タクシー（市民タクシー）の運行により、移動手段を持たない交通弱者をはじめとする市民の交通手段を確保し、外出等を支援します。

3 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザインの普及・啓発

- ・だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

(2) 公共施設などの整備・改善

- ・公共施設及び公共公益施設のバリアフリートイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を図ります。また、身体障がい者用駐車場の確保に努めます。

4 防災・防犯対策の推進

(1) 防災意識の向上

- ・講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。
- ・白石市防災マップを活用し、災害についての知識や備えについて広く周知します。

(2) 防犯対策の充実

- ・防犯に関連した情報や緊急連絡等について、携帯電話のメール配信サービス（しろいし安心メール）で、情報の提供や注意喚起を行うとともに、警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、犯罪抑止につながる地域環境の整備を推進します。

5 緊急時の安全とサービス等提供体制の確保

(1) 緊急時の連絡体制の確立

- ・感染症の流行や大規模災害発生等の緊急時に備え、市や事業者、関係機関等との連絡、情報共有体制の確立を目指します。これにより、情報不足による事業者や利用者、その家族の安全確保を図ります。
- ・防災に関連した情報や緊急連絡等について、携帯電話のメール配信サービス（しろいし安心メール）で、広く正しい情報の提供や注意喚起を行います。

(2) 地域住民の要配慮者への情報伝達体制の整備

- ・自治会を単位とする自主防災組織を支援し、関係機関との連携協力体制を強化して、障がいのある人や高齢者等の要配慮者に対する地域住民を中心とした、要配慮者の情報の把握や防災情報の伝達等の支援体制の整備に努めます。
- ・個人情報の保護に留意し、地区を担当する民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携した支援を推進します。

(3) 大規模災害時の避難体制の整備

- ・大規模災害への対応について、白石市地域防災計画に基づき、適切な避難所の確保、個別避難計画による避難など、それぞれの障がいに応じた避難の体制と、避難後の生活の支援体制の整備を図ります。また、他市町村あるいは社会福祉施設等との協定も活用します。

(4) 緊急時のサービス等提供体制の確立

- ・感染症の流行時での在宅、通所等でのサービス提供、公共施設等での事業の実施、または、大規模災害時の避難先でのサービス提供等について、危機の種類、状況別にあらかじめ提供・実施の判断方法、提供方法等について、関係機関等と調整し、緊急時のサービス等提供体制の確立を図ります。

第5章 第7期白石市障害福祉計画及び第3期白石市障害児福祉計画

3年ごとに改訂が定められている障害福祉計画及び障害児福祉計画について、国が定める指針に基づき、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を、以下のとおり定めます。

また、将来推計は、実績値があるものについて基本的に以下のとおり推計しました。

- ①障害者手帳の所持者を18歳以上と18歳未満に分け、それぞれの人口に占める割合を推計し、令和4年度からの伸び率を設定します。
- ②令和4年度（実績がないものは令和3年度）の利用者数に計画期間の各年度の伸び率を乗じて、利用者数を算出します。
- ③令和4年度（実績がないものは令和3年度）のサービス利用実績から、利用者一人あたりの利用回数を算出し、各年度の利用者数を乗じて、各年度の利用量を算出します。

なお、これまで実績がないサービスや、現状から供給を増やすべきサービスについては、個々の状況に応じて設定しました。

第1節 第7期白石市障害福祉計画

1 令和8年度の成果目標

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	国の考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	40人	実績
令和8年度末の施設入所者数（B）	38人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減（前計画未達成割合を加える。）
【目標値】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数） （令和4年度末入所者数に対する移行人数割合）	3人 (7.6%)	令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。（前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。）
【目標値】 削減見込数（A－B） （削減率）	2人 (5.1%)	施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。（前回計画の未達成割合を追加）

【成果目標1:計画期間中の目標設定と考え方】

第6期計画期間内の地域生活移行者数は3人であり、地域移行が可能な入所者は少数となっています。本計画期間においては、国の指針における最低限度の目標を達成することを目指します。

なお、施設入所の希望者、必要性の高い障がい者は現在でもみられることから、今後、地域移行者と同人数が新たに施設に入所するものとします。

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	概要	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。	年1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	3人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	令和6年・7年 ／31人 令和8年 ／30人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人

【成果目標2:計画期間中の目標設定と考え方】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、仙南圏域を含めて保健・医療・福祉等に係る協議の場を通じ、また県との調整を行い、障がいのある人が安心して地域生活が営むことができる体制づくりを図ります。

また、協議の場への参加人数は市担当職員を中心に設定しています。

精神障がい者の地域移行支援利用者数や地域定着支援等の利用者数は、県と調整の上、設定しています。

成果目標3 地域生活支援の充実

概要	目標
各市町村において地域生活支援拠点等を整備 (複数市町村による共同整備も可)	1か所 (圏域で整備済み)
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	1か所 (圏域で整備済み)
年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年4回以上
強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進	推進を図る

【成果目標3:計画期間中の目標設定と考え方】

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」、また介護者の緊急事態等を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点等を仙南圏域にて1か所整備しています。

また、地域生活支援拠点の活動内容の検証・検討は、年4回以上の実施を目指します。

成果目標4 福祉施設からの一般就労への移行等

項目	目標	国の考え方
令和3年度の一般就労移行者数	2人	年間実績
【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	5人	令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
うち就労移行支援事業	3人	令和3年度実績の1.31倍以上 (前計画未達成割合を加える)
うち就労継続支援A型事業	1人	令和3年度実績の1.29倍以上 (前計画未達成割合を加える)
うち就労継続支援B型事業	1人	令和4年度実績の1.28倍以上 (前計画未達成割合を加える)
地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、自立支援協議会(労働部会)等を中心に取り組みを推進	推進を図る	年間実績
就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度末実績の1.41倍

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0か所	割合：5割以上 ※市内に就労移行支援事業所はない。
就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所	0か所	割合：2割5分以上

【成果目標4:計画期間中の目標設定と考え方】

令和8年度末の一般就労移行者数は、実績に基づき就労移行支援から3人、就労継続支援B型事業から1人、就労継続支援A型から1人の合計5人を目指します。

また、就労定着支援事業の利用者数は、実績の3人から2人増やし5人を目指します。

2 障害福祉サービス

【具体的施策・事業】

(1) 訪問系サービス	
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、食事の調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添うなどの通院等介助サービスを行います。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がいのある人であって、医療機関に入院した人については、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することができます。
③同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
⑤重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がいのある人のうち、介護度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
(2) 日中活動系サービス	
①生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の回復等に必要なりハビリテーションや訓練等を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。
④就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った就労の種類や就労に関わる障害福祉サービスの選択について調整、支援します。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定の期間における生産活動やそのほかの活動の機会の提供及び知識や能力向上のための訓練を行います。
⑥就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。
⑦就労継続支援 (B型)	雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。
⑧就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑨療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
⑩短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等で不在となる場合に、短期間、施設への一時入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス	
①自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象に、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
③施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
(4) 相談支援	
①計画相談支援（個別計画作成）	サービス利用支援：障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 継続サービス利用支援：サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
②地域移行支援	障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している障がいのある人に対して、住居の確保や地域に移行するための活動に関する相談を行います。
③地域定着支援	居宅において一人暮らしをしている障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。
(5) 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策	
福祉サービスについては、希望する利用者の把握に努めるとともに、仙南圏域での調整によりサービスの充実を図ります。 県が実施する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、居宅介護従事者養成研修等への関係者の参加を促し、サービスの質の向上及び担い手の養成を図ります。 一般就労を推進するため、必要に応じてハローワーク等の関係機関と連携し取り組みます。	

＜第7期の障害福祉サービスの見込量＞

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護	実人数/月	46	45	44
	同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間分/月	675	676	676
(2) 日中活動系 サービス	①生活介護	実人数/月	78	77	75
		人日/月	1,520	1,481	1,441
	②自立訓練（機能訓練）	実人数/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	③自立訓練（生活訓練）	実人数/月	6	6	6
		人日/月	118	117	117
	④就労選択支援	実人数/月	-	-	-
		人日/月	-	-	-
	⑤就労移行支援	実人数/月	5	5	5
		人日/月	64	57	51
	⑥就労継続支援（A型）	実人数/月	10	10	10
		人日/月	219	217	215
	⑦就労継続支援（B型）	実人数/月	93	92	90
		人日/月	1,678	1,608	1,539
	⑧就労定着支援	実人数/月	2	2	1
		人日/月	6	7	3
	⑨療養介護	実人数/月	10	10	9
		人日/月	294	288	282
⑩短期入所 （ショートステイ）	実人数/月	6	6	6	
	人日/月	32	28	25	
(3) 居住系 サービス	①自立生活援助	実人数/月	0	0	0
	②共同生活援助 （グループホーム）	実人数/月	55	53	52
	③施設入所支援	実人数/月	39	39	38
(4) 相談支援	①計画相談支援 （個別計画作成）	実人数/月	54	53	52
	②地域移行支援	実人数/月	1	1	1
	③地域定着支援	実人数/月	1	1	1

3 地域生活支援事業

必須事業	
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動の場所や情報提供などの支援を行います。
(3) 相談支援事業	障がいのある人や保護者、介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 <u>①障害者相談支援事業</u> 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。 <u>②基幹相談支援センター等機能強化事業</u> 地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターについて、近隣市町村と連携し、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携に向けた事業を推進しています。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる、知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの人々の権利擁護を図ります。
(5) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚そのほかの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
(6) 日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対し、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修）の給付を行います。
(7) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の支援を図るため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
任意事業	
(9) 訪問入浴サービス事業	自力で入浴することが困難な重度の障がいのある人の自宅に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供し、障がいのある人等の心身機能の維持と介護者の負担軽減を図ります。
(10) 日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、保護者や家族の就労支援及び日常的に介護を行っている人の一時的な休息を支援します。
地域生活支援事業における見込量確保の方策	
<p>相談支援事業について、気軽に相談できる環境等の整備や相談に応じる職員の資質向上に努めます。地域活動支援センター事業（白石市福祉作業所やまぶき園、白石市障害者地域活動支援センターポプラ）について、障がいのある人の日常生活の充実が図れるよう創作活動や生産活動等の充実を努めます。</p> <p>移動支援事業や意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等について、利用者のニーズに応えられるよう、サービスの提供に努めます。</p>	

＜地域生活支援事業の見込量＞

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
(5) 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	実施の有無	有	有	有
要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有
(6) 日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件／年度	3	3	3
自立生活支援用具	件／年度	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年度	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年度	1	1	1
排せつ管理支援用具	件／年度	954	936	917
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年度	1	1	1
(7) 移動支援事業	実施箇所数	6	6	6
	実人数／年	49	54	59
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有
(9) 訪問入浴サービス事業	実人数／年	1	1	1
(10) 日中一時支援事業	実人数／年	57	56	55
	延回／年	2,672	2,150	1,746

4 相談支援体制の充実・強化等

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有/無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数	60	60	60
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	36	36	36
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回数	36	36	36
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数	3	3	3
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	回数・ 事業者/機関数	3 15	3 15	3 15
協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込み	設置数・回数	1 5	1 5	1 5

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修そのほかの研修への市町村職員の参加人数	実人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有/無・回数	無 0	無 0	有 1

第2節 第3期白石市障害児福祉計画

1 令和8年度の成果目標

概要	目標	国の考え方
1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進		
1-1 「児童発達支援センター」を各市町村に設置する	1 か所	1 か所以上設置 (圏域での設置も可)
1-2 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制をすべての市町村において構築	構築	すべての市町村において構築
2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
2-1 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を設置	児童発達支援事業所 1 か所	各市町村に1 か所以上 (圏域での確保も可)
2-2 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を設置	放課後等デイサービス事業所 1 か所	各市町村に1 か所以上 (圏域での確保も可)
3. 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
3-1 各市町村において協議の場を設置(圏域での設置も可)	協議の場を1 か所設置 (設置済み)	
3-2 各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーターを 2 人配置 (圏域・配置済み)	

【計画期間中の目標設定と考え方】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制及び主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保については、地域の実情等を踏まえ、令和8年度末時点で圏域における1か所の設置を目標とします。

2 障害児福祉サービス

【具体的施策・事業】

(1) 障害児通所支援等	
①児童発達支援	障害児支援施設を利用して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
②医療型児童発達支援	地域で生活する障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応を行う施設のうち、福祉サービスにあわせて治療を行います。
③放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある児童・生徒に対し、障がい児支援施設等において、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある幼児について、施設を訪問し、障がいのある幼児以外の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する専門的な支援を行います。
⑥福祉型障害児入所施設	施設において援護することが適当と判断した障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うことを目的とした施設で専門的な支援を行います。
⑦医療型障害児入所施設	施設において援護することが適当と判断した障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とした施設で専門的な支援を行います。対象が入所等する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に限られます。
⑧障害児相談支援	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。
(2) 発達障がいのある子ども、保護者に対する支援	
発達障がいのある子どもや保護者への支援のため、以下の取り組みが必要です。現在、本市では実施されていませんが、県と連携しながら取り組みを進めていきます。	
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講促進	ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチの一つです。 ペアレントプログラムとは、ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」、「ほめて対応する」、「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶものです。
②ペアレントメンターの養成促進	ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある児童の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者です。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

③ピアサポートの活動の参加促進	<p>すべての障がいのある児童に対し、より一層の情報提供を行い適切なサービスが提供できるように努めます。</p> <p>児童福祉法に基づく各種サービスについては、新たな利用者に対して適切な対応を図るとともに、サービス提供体制の確保に取り組んでいきます。</p>
(3) 児童福祉法に定めるサービスに関する見込量確保の方策	
<p>すべての障がいのある児童に対し、より一層の情報提供を行い適切なサービスが提供できるように努めます。</p> <p>児童福祉法に基づく各種サービスについては、新たな利用者に対して適切な対応を図るとともに、サービス提供体制の確保に取り組んでいきます。</p>	
(4) 子ども・子育て支援等に基づく支援	
①障がいのある乳幼児の支援体制の充実	<p>母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。</p>
②障がいのある幼児・児童の教育・保育	<p>障がいのある幼児・児童について、教育・保育施設への受入体制の充実に努めます。</p>

<障害児計画の見込量>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進				
①児童発達支援	実人数	8	8	8
	人日/月	69	75	81
②医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日/月	0	0	0
③放課後等デイサービス	実人数	33	33	34
	人日/月	429	443	454
④保育所等訪問支援	実人数	0	0	0
	人日/月	0	0	0
⑤居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日/月	0	0	0
⑥障害児相談支援	実人数	9	9	9
(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置				
市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	2	2	2

【見込み量設定の考え方】

市内の障がいのある児童の増加傾向及び市内と近隣市町村の事業所の利用実績に基づき見込み量を設定しています。

第1節 計画の推進体制

1 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、福祉・保健の分野を中心に市内の関係各課との連携を図るとともに、「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」を目指すことを基本理念とする第六次白石市総合計画を柱として、白石市子ども・子育て支援事業計画や白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、他の基本計画との関連性を重視し、取り組みに努めます。

さらに、国や県の方針を踏まえつつ、本市の地域の特性を鑑み、住民に寄り添った障害福祉サービスが提供できるよう努めます。

また、地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、市役所内関係課、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、市社会福祉協議会等の関係者及び関係機関の協力のもと、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

2 国・県・近隣市町村との連携

広域的に対応すべき施策については、国・県及び近隣市町村との密接な連携を図り、仙南圏域で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

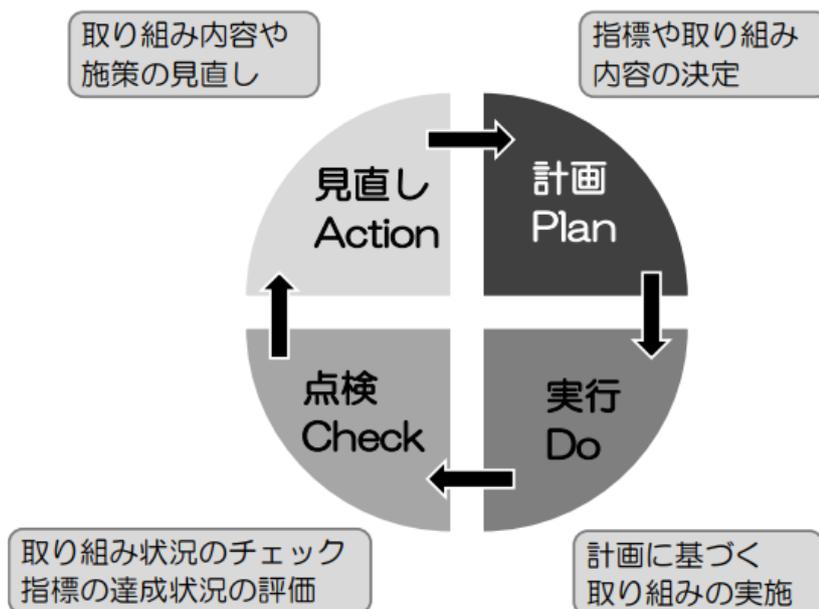
3 当事者団体との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人及びその家族等の意見に配慮しながら推進していきます。

第2節 計画の進行管理と評価

1 計画の進行管理

本計画の実施状況については、地域自立支援協議会において、当事者や障がい者団体、障害福祉サービス事業所、市担当部署等からの意見を参考にしながら、事業内容やサービス見込量の達成状況、地域生活への移行状況等についてPDC Aに基づく点検・評価を行い、次期計画に反映していきます。



1 白石市障害者計画等策定委員会設置要綱

○白石市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月11日

告示第86号

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づき、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するため、白石市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害保健医療福祉の関係者

(2) 市民の代表

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成20年11月25日告示第89号)

この要綱は、平成20年11月25日から施行する。

附 則(平成23年9月1日告示第75号)

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第55号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第28号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 白石市障害者計画等策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属	役職	備考
1	本多 修	白石市医師会	理事	
2	遠藤 桂子	白石市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会 副部長	
3	高橋 正弘	白石市社会福祉協議会	事務局長	
4	中城 伊織	大河原公共職業安定所白石出張所	職業紹介係	
5	高橋 勝也	宮城県立角田支援学校白石校	副校長	
6	沼倉 啓介	白石市身体障害者福祉協会	会長	委員長
7	志村 みよ子	障がい児親と子の会かめっこくらぶ	代表	
8	小室 真二	社会福祉法人 白石陽光園	常務理事	副委員長
9	平岡 めぐみ	特定非営利活動法人白石うぐいす会	施設長	
10	八島 哲	地域生活援助センターポレポレ	所長	
11	井上 剛	白石市手をつなぐ育成会	副会長	
12	一条 俊之	白石市ひこうせん利用者の保護者	親の会会長	
13	佐久間 由利	白石市障害者相談員		

3 白石市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定経過

実施時期	実施内容	
令和4年11月 ～12月	障害者アンケート 調査	障害者手帳所持者、難病医療費受給者等を対象に、アンケート調査を実施。
令和5年4月 ～5月	関係団体アンケート 調査	障害者の支援を行っている団体、障害福祉サービス・障害児福祉サービスを提供している法人を対象に、アンケート調査を実施。
令和5年5月	第1回策定委員会	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要等について、説明・協議。
令和5年9月	第2回策定委員会	白石市障害者計画（第4期）及び障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の原案について協議。
令和6年1月	パブリックコメント	計画素案を公表し、広く市民からの意見を募り、必要に応じて計画素案への反映。
令和6年2月	第3回策定委員会	白石市障害者計画（第4期）及び障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の最終案について、修正事項の確認、計画案の確定。

4 用語説明

あ行

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す言葉。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉由来としている。

か行

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達におくれはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設を指す。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を指す。

高機能自閉症（HFA）

3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達のおくれ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達のおくれを伴わないものをいう。

高次脳機能障害

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼ぶ。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が生じた状態を、「高次脳機能障害」という。

さ行

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設を指す。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童発達支援事業所

障がいのある未就学児を受入れ、自立させるための訓練、家族への相談支援を行うための通所施設を指す。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える「職場適應援助者」ともいう。

シルバーハウジング

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

た行

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

注意欠如・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。7歳前に現れ、その状態が継続し、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特例子会社制度

事業主は、障害者雇用率の達成を義務付けられているが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣（公共職業安定所長）の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を計算できる。

トライアル雇用事業

就労経験が少ないために期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある人を対象に、常用雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働くことができる制度のこと。

な行

ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人とない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常（ノーマル）なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含む。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠如・多動性障害等が含まれる。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くこと。なお、今日では、物理的な障壁だけではなく、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指している。

保健事業推進員

地域での健康づくり活動や市が実施する保健事業への協力を通して、地域における健康づくりの担い手として活動する人を指す。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念のこと。

要配慮者

災害時において特に配慮を必要とする人。災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

ら行

リハビリテーション

自己・疾病等により障害を受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練を指す。

**第 4 期白石市障害者計画
第 7 期白石市障害福祉計画
第 3 期白石市障害児福祉計画**

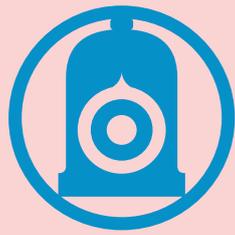
発行年月：令和 6 年 3 月

発 行：白石市保健福祉部福祉課

〒989-0231 宮城県白石市福岡蔵本字茶園 6 2 - 1

電 話：0 2 2 4 - 2 2 - 1 4 0 0

F A X：0 2 2 4 - 2 6 - 2 6 9 9



白石市